１．当事務及び事業に関する基本情報			
第２－１	第２　業務運営の効率化に関する事項 １　一般管理費等の節減		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省５－⑪、⑲ 行政事業レビューシート番号：2023-農水-22-1116、2023-農水-22-1919、2023-農水-22-1907

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	（参考情報） 当年度までの累積値等、必要な情報
評価指標１に係るもの								
研究開発業務								
一般管理費［千円］	毎年度平均で対前年度比３％の抑制	756,480	733,786	710,453				
目標値［千円］※			733,786	711,772	690,419	669,706	649,615	
業務経費［千円］	毎年度平均で対前年度比１％の抑制	1,666,373	1,516,029	1,389,511				＊Ｒ３～Ｒ４合計 実績額 2,905,540 目標値 3,282,921
目標値［千円］※			1,649,709	1,633,212	1,616,880	1,600,711	1,584,704	
評価指標２に係るもの								
水源林造成業務等								
一般管理費［千円］	毎年度平均で対前年度比３％の抑制	234,298	225,454	220,289				
目標値［千円］※			227,269	220,450	213,838	207,422	201,199	
評価指標３に係るもの								
森林保険業務								
一般管理費［千円］	毎年度平均で対前年度比３％の抑制	60,238	47,537	50,033				
目標値［千円］※			58,431	56,678	54,978	53,328	51,728	

※　基準値に対して毎年度対前年度比３％又は１％の抑制を行っていく場合の目標値

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画
研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比１％の抑制を行うことを目標とする。 水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とをあわせた一般管理費（公租公課、事務所賃借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制を行うことを目標とする。 森林保険業務の一般管理費（公租公課、事務所賃借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制を行うことを目標とする。	研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制、業務経費（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比１％の抑制を行う。 水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とをあわせた一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制を行う。 森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響するこ

とを踏まえ、支出に当たっては、物品調達の必要性、加入促進業務やシステム化における費用対効果を十分検討することなどによりコスト意識を徹底して保険事務に必要な経費を節減し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげ、一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制を行う。

主な評価軸（評価の視点）、指標等

評価の視点	評価指標
＜評価の視点１＞ ・業務の見直し・効率化を進め、研究開発業務に支障を来すことなく一般管理費、業務経費の節減に努めているか。 **＜評価の視点２＞** ・水源林造成業務及び特定中山間保全整備事業等に係る効果的な業務運営に支障を来すことのない範囲で節減に努めているか。 **＜評価の視点３＞** ・森林保険業務に係る効果的な業務運営に支障を来すことのない範囲で節減に努めているか。	**（評価指標１）** ・一般管理費節減状況、業務経費節減状況 **（評価指標２）** ・水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とをあわせた一般管理費節減状況 **（評価指標３）** ・一般管理費節減状況

年度計画	法人の業務実績等・自己評価	
	業務実績	自己評価
	＜主要な業務実績＞	評定　B
第２　業務運営の効率化に関する事項 **１　一般管理費等の節減** 研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）及び業務経費（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。	**研究開発業務** **（評価指標１）** 運営費交付金を充当して行う事業（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）の一般管理費節減、業務経費節減については、共同調達、業務用車の削減や冷暖房時間短縮などの省エネ対策等の取組を行ったが、原油価格の高騰により電気料金・ガス料金が大幅に高騰したため、研究予算や修繕予算等を大幅に削減し光熱費に充当することで対応した。 この結果、毎年度対前年度比３％又は１％の抑制を行っていく場合の目標値（一般管理費 711,772 千円・業務経費は繰越可能なため Ｒ３～Ｒ４合計 3,282,921 千円）を下回り、中長期計画に掲げた節減目標である毎年度平均で対前年度比３％又は１％の節減を達成した。	＜評定と根拠＞ 一般管理費及び業務経費について、事務経費の節減、高騰する光熱費への予算充当を含め考え得る手法を尽くし予算執行管理を行う等により、前年度に引き続き節減に取り組んだ結果、当初計画の内容を達成した。
水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とをあわせた一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。	**水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とをあわせた業務** **（評価指標２）** 一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、電気料金の高騰はあったものの影響は少なく、共同調達や一括調達による調達金額の節減に取り組むとともに、事務用品のリユースの推進等を図った。 この結果、毎年度対前年度比３％の抑制を行っていく場合の目標値（220,450 千円）を下回り、中長期計画に掲げた節減目標である毎年度平均で対前年度比３％の節減を達成した。	一般管理費について、事務経費の節減、予算の適正な管理を行う等により、前年度に引き続き節減に取り組んだ結果、当初計画の内容を達成した。
森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、物品調達の必要性、	**森林保険業務** **（評価指標３）** 一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、電気料金の高騰はあったものの影響は少なく、共同調達や一括調達による調達金額の節減に取り組むとともに、事務用品のリユースの推進等を図った。 この結果、毎年度対前年度比３％の抑制を行っていく場合の目標値（56,678 千円）を下回り、中長期計画に掲げた節減目標である毎年度平均で対前年度比３％の節減を達成した。	一般管理費について、事務経費の節減、予算の適正な管理を行う等により、前年度に引き続き節減に取り組んだ結果、当初計画の内容を達成した。

加入促進業務やシステム化における費用対効果を十分検討することなどによりコスト意識を徹底して保険事務に必要な経費を節減し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげ、一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。		以上を総合的に勘案し、第２－１に係る自己評価は「B」とする。 ＜課題と対応＞ 引き続き機構における円滑な業務運営を確保しつつ、必要な経費の節減を図る。 一方で、運営費交付金において研究開発業務の運営上必須である一般管理費及び業務経費に関しては、令和３年度後半からの電気料金やガス料金の高騰に伴い、財政的負担が急激に拡大した。研究遂行上、エネルギー消費の大きい恒温恒湿環境を必要とする施設等が多数あり、光熱費の割合は人件費を除く運営費交付金予算の約２割（高騰前の令和２年度は１割以下）となり、非常用電源メンテナンスはじめ機械・設備の修繕や更新を先送りせざるを得ない厳しい予算執行状況となっている。 今後も電気料金やガス料金の高騰が継続する見込みであり、機構における費用負担が更に増加することが想定されることから、一層の経費節減を図りつつも、根本的な解決を図る必要がある。
主務大臣による評価		評定　B
＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		

４．その他参考情報
特になし。

1．当事務及び事業に関する基本情報			
第２－２	第２　業務運営の効率化に関する事項 ２　調達の合理化		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省５－⑪、⑲ 行政事業レビューシート番号：2023-農水-22-1116、2023-農水-22-1917、2023-農水-22-1907

2．主要な経年データ							
指標等	達成目標	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	（参考情報）
評価指標２に係るもの							
契約監視委員会の開催［回］	2	2	2				

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、毎年度「調達等合理化計画」を策定し、調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施する。また、外部有識者からなる契約監視委員会等による契約状況の点検の徹底等で契約の公正性・透明性の確保等を推進する。
主な評価軸（評価の視点）、指標等	
評価の視点	評価指標
・毎年度策定する「調達等合理化計画」を踏まえ、調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を確実に実施しているか。 ・契約監視委員会等による契約状況の点検の徹底等で契約の公正性・透明性の確保等を推進しているか。	１　各年度策定する調達等合理化計画に定められた評価指標 ２　契約監視委員会を年２回以上適時行っていること。

年度計画	法人の業務実績等・自己評価	
	業務実績	自己評価
	＜主要な業務実績＞	評定　B
第２　業務運営の効率化に関する事項 ２　調達の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、「調達等合理化計画」を策定し、調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施する。	**１　各年度策定する調達等合理化計画に定められた評価指標** **（１）令和４年度の調達等合理化計画の策定** 調達等合理化委員会を開催して、事務・事業の特性を踏まえ、ＰＤＣＡサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達の合理化に取り組むため、調達等合理化計画を策定した。 **（２）調達等合理化計画に基づいて重点的に取り組む分野における調達の改善** **ア　研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達** 研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達について、調達業務の効率化・合理化の観点から令和４年度においても引き続き①～③の取組を行うことで、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施した。 ①　単価契約の対象品目の見直しを行い、調達手続きの簡素化と納期の短縮等を図る。 【調達手続きの簡素化と納期の短縮】 単価契約の対象品目の見直しを行い、通常の物品調達の場合と比較して、全般的に新型コロナウイルス感染症等の影響で要求から納品に要する期間が長期化している状況の中、１ヶ月半から１ヶ月程度の納期に短縮することにより、調達手続の簡素化を図った。 ②　物品・役務について共同調達又は一括調達の取組を推進する。 【調達手続きに要する事務量の節減】 農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）及び国際農林水産業研究センター（JIRCAS）	＜評定と根拠＞ 調達等合理化計画を策定し、これに基づき重点的に取り組む分野における調達の改善として、以下を実施した（評価指標１）。 ・単価契約、共同調達、一括調達、複数年契約等の取組を継続的に行うことにより、公正性・透明性を確保し、合理的な調達と事務の軽減を図った。 ・共同調達、一括調達については、推進を図るべく、会議等において周知検討を行った。

との共同調達を引き続き実施するとともに、支所等においても地域農業研究センター等と共同調達を実施するなど、調達手続に要する事務の軽減を図った。
・共同調達件数： 51 件（令和３年度 47 件）

③　複数年にわたる調達が経済的又は効率的と判断されるものについては、複数年契約を行うことにより、調達金額の節減及び調達事務の効率化を図る。
【調達手続きに要する事務量の節減】
施設の保守管理業務、自動車・複写機の借り上げ等を複数年契約に移行することにより、調達手続に要する事務の軽減を図った。
・複数年契約： 92 件（令和３年度 72 件）

イ　一者応札・応募の改善

一者応札・応募の改善を図るため、令和４年度においても、引き続き以下の取組を行うことにより、競争性の確保等に努めた。

①　入札審査委員会による事前審査の実施
【審査件数】
入札審査委員会において、競争性の確保の観点から仕様書等の審査を行った。
・入札審査委員会による審査件数：研究開発業務 102 回 175 件（令和３年度 82 回 128 件）、水源林造成業務等　53 回 106 件（令和３年度 55 回 103 件）、森林保険業務 1 回 1 件（令和３年度３回３件）

②　調達見通しを作成しウェブサイトで公表
【公表件数】
調達の見通し一覧を作成してウェブサイトで公表する取組を引き続き実施した。
・ウェブサイトでの公表件数：研究開発業務 137 件（令和３年度 130 件）、水源林造成業務等 111 件（令和３年度 103 件）、森林保険業務 1 件（令和３年度２件）の発注見通しをウェブサイトで公表した。
・見積合わせについても、ウェブサイトで公表する取組を開始した。

③ 入札説明書受領者へのアンケートの実施と結果の分析
【アンケート実施件数】
入札説明書受領者へのアンケートにより、仕様書における競争性確保のための条件等について分析し、入札参加資格等級を拡大するなど次回の同種案件への参考とした。
・アンケート実施件数：一者応札・応募となった案件について、入札説明書を受領しながら応札を行わなかった業者に対して、その理由等を聴き取り等により調査を行った。研究開発業務 66 件（令和３年度 61 件）、水源林造成業務等 12 件（令和３年度 15 件）、森林保険業務 0 件（令和３年度０件）

④ 入札に参加しやすい環境を作るため、ウェブサイトから仕様書のダウンロードを可能とする仕組みの継続
【仕様書等のアップロード件数及びダウンロード件数】
令和４年度も引き続きウェブサイト上から仕様書をダウンロードできる仕組みを実施し、入札に参加しやすい環境作りに努めた。
・仕様書等アップロード実施件数：研究開発業務 156 件（令和３年度 110 件）、水源林造成業務等 72 件（令和３年度 52 件）、森林保険業務 1 件（令和３年度２件）
・仕様書等のダウンロード件数：研究開発業務 7,373 件（令和３年度 5,776 件）、水源林造成業務等 1,412 件（令和３年度 1,318 件）、森林保険業務 83 件（令和３年度 253 件）

⑤ 仕様書における業務内容の明確化及び必要最低限の仕様書作成に努めるよう職員へ周知
【仕様書の作成】
仕様書作成過程において、職員に対し、業務内容を明確に記載するとともに、必要最低限の内容で作成するよう周知を行った。

・一者応札の改善については、入札審査委員会における仕様書内容の審査、調達見通し一覧のウェブサイトへの公表、ウェブサイトからの仕様書のダウンロードを可能とする仕組みを継続し、応札者が応札しやすい環境を整備した。

・入札説明書受領者へのアンケートの結果に基づき、入札参加資格の緩和や、十分な契約準備期間の確保などの対応によって入札を阻害する要因を減らし、応札しやすい条件を整備した。

	（3）調達に関するガバナンスの徹底 調達に関するガバナンスの徹底を図るため、引き続き以下の取組を行った。 **ア　検収の徹底** 【監査室による点検実績等】 検収体制の徹底を図り、契約業者から納品される調達対象物品等は全て検収担当職員が検収を行い、検査調書（又は検査関係書類）を作成した。また、検収の徹底状況について内部監査を実施した。（監査実施期日：令和５年３月３日　監査対象部署：調達課検収係） **イ　研究費執行マニュアルの改定等** 【研究費執行マニュアルの改定及び研修の実施等】 「研究費の使用に関するハンドブック」を改定した。（令和４年４月１日及び令和４年10月１日改定）。 また、以下について、最新の状況を踏まえ注意点の追加等の改定を行い、不正防止に関する教育研修及び事務説明会を開催（令和４年５月 25 日、参加者 1,054 名）するとともに、ｅラーニングシステムを活用して意識の向上を図った。 なお、５月以降の採用者等について研修を随時実施し、令和４年度も全役職員を対象に実施した。 ・公的研究費等の不正防止に向けて（令和４年５月改定） ・公的研究費の事務手引き（令和４年５月10日改定） ・科学研究費助成事業（科研費）経理事務手引き（令和４年５月改定） ・「農林水産研究委託事業」に係る事務手引きについて（動画視聴） ・「生研支援センター委託事業」に係る事務手引きについて（動画視聴） **ウ　コンプライアンス・ハンドブックの改定等** 【コンプライアンス・ハンドブックの改定等】 新規採用者研修において「コンプライアンス・ハンドブック」をテキストとして講義を実施し、職員に周知をした。 また、発注事務の的確な実施に関する理解を深めるため、発注事務を担当する役職員（非常勤職員を含む）を対象に「発注者綱紀保持に関する研修」（令和４年11月16日、参加者560名）を実施した。 **エ　随意契約審査委員会による点検** 【随意契約審査委員会による事前点検実績等】 随意契約審査委員会において、契約事務取扱規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を実施した。	以下により、検収方法の徹底、研究費の不正使用の防止に向けた取組の徹底を図った（評価指標１）。 ・検収担当職員が全ての検収を行うとともに、納品から支払まで迅速に行った。 ・内部監査により検収方法の徹底状況や物品の使用状況について、適切に実施していることを確認した。 ・研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、研究費執行マニュアルを改定するとともに調達担当職員及び研究員に対する研修を実施した。 ・研究費の不正使用の防止及び公平性・透明性の高い調達を行うために「コンプライアンス・ハンドブック」を改定し、職員（非常勤職員含む。）に周知し意識の向上を図った。 ・審査を実施するにあたり、随意契約理由や競争による契約の可否について事前に点検を行い、委員会で審査を行うことで適切に契約を行うことができた。
また、外部有識者からなる契約監視委員会等による契約状況の点検の徹底等で契約の公正性・透明性の確保等を推進する。	**２　契約監視委員会を年２回以上適時行っていること** 外部有識者を含む契約監視委員会を２回開催し、調達等合理化計画の策定案、随意契約及び一者応札・応募案件の状況について審査を行い、透明性、公平性が確保されていることを確認した。 契約監視委員会：２回開催　（第１回 令和４年６月３日、第２回 令和４年12月19日）	契約監視委員会による審査により調達におけるガバナンスを徹底した（評価指標２）。 以上を総合的に勘案し、第２－２に係る自己評価は「B」とする。 ＜課題と対応＞ 引き続き、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより公正性・透明性を確保しつつ、自立的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。

主務大臣による評価	評定	B
＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		

４．その他参考情報
特になし。

様式2－1－4－2　国立研究開発法人　年度評価　項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）　様式

1．当事務及び事業に関する基本情報			
第２－３	第２　業務運営の効率化に関する事項 ３　業務の電子化		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省５－⑪、⑲ 行政事業レビューシート番号：2023-農水-22-1116、2023-農水-22-1919、2023-農水-22-1907

2．主要な経年データ

指標等	達成目標	基準値	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	（参考情報） 当年度までの累積値等、必要な情報
評価指標１に係るもの								
事務手続の電子化状況	－	－	電子決裁を含めた文書管理システムを導入	財務会計システムの更新に着手				

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画
国内外で新たなデジタル技術を活用した変革（デジタルトランスフォーメーション）が進む中、デジタル技術を活用した事務手続の効率化・迅速化を図るとともに利便性の向上に努める。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図り、併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。さらに、情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り適切に対応する。このほか、多様で柔軟な労働環境を整備するため、業務の形態に応じたテレワークの導入を図る。	国内外で新たなデジタル技術を活用した変革（デジタルトランスフォーメーション）が進んでいることを踏まえ、電子決裁を含めた文書管理システムの本格的導入や水源林造成業務に係る各種手続のオンライン化、森林保険業務に係るタブレット端末向けの損害調査システムの実用化等により、電子化による効率的な業務の推進に取り組む。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図り、併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。さらに、情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り適切に対応する。これらの取組を通じて、業務の形態に応じたテレワークの導入など、新たな感染症や自然災害に対応可能な業務継続性の確保及び多様で柔軟な労働環境の整備により、業務運営基盤の強化を図る。

主な評価軸（評価の視点）、指標等

評価の視点	評価指標
・電子化の促進等により事務手続の簡素化・迅速化を図っているか。 ・電子化による労働環境の改善及び利便性の向上に努めているか。	１　事務手続の電子化状況 ２　テレワーク等の多様な勤務形態の実施状況

年度計画	法人の業務実績等・自己評価	
	業務実績	自己評価
第２　業務運営の効率化に関する事項 **３　業務の電子化** 新たなデジタル技術を活用した変革（デジタルトランスフォーメーション）の導入例を参照し、水源林造成業務に係る各種手続のオンライン化に向けた環境整備、森林保険業務に係るタブレット端末アプリの共同開発等、電子化による効率的な業務の推進に取り組む。	＜主要な業務実績＞ **１　事務手続の電子化状況** 電子化による業務の効率化を推進するために以下の取組を行った。 ・イントラネットの活用による情報交換の効率化・ペーパーレス化 ・ウェブ開催と資料の電子化による会議のペーパーレス化 ・グループウエアのワークフロー機能（ウェブ上で承認等手続きができるシステム）の活用による申請等の電子化 【研究開発業務】 現行の財務会計システムの問題点や改善点等を整理し、次期システム更新のための要件定義を策定した。 ・インボイス制度への対応。 ・改正電子帳簿保存法への対応。 ・電子決裁によるペーパーレス化による業務の効率化。	評定　B ＜評定と根拠＞ 機構全体として、各種会議等のペーパーレス化を推進するなど、業務の電子化に取り組んだ（評価指標１）。 インボイス制度、改正電子帳簿保存法への対応、現状の問題点や改善点等の整理、電子決裁による業務の効率化を図るため、次期財務会計システム要件定義の策定に取り組んだ（評価指標１）。

	【水源林造成業務】 造林者（森林組合等）が作成・提出する実施計画書や施業完了届等をオンラインで行える仕組みや、経理処理の電子決裁機能の追加により、ペーパーレス化による業務の効率化に資する新システムの段階的な整備を実施した。	水源林造成業務に係る新システムの段階的な整備を行い、各種手続きのオンライン化に向けた環境整備を推進した（評価指標１）。
	【森林保険業務】 損害発生現場の調査野帳としての使用や雪害や風害といった被害種特定の参考にすることを目的としたタブレット端末システムの実用化に向け、委託先である森林組合連合会等（長野県森林組合連合会、釜石地方森林組合）での実証及び機能付加等の改良を進めるとともに、操作性を向上した。	森林保険業務において、タブレット端末を利用した損害調査等システムの実証及び機能付加等の改良を進めた(評価指標１)。
また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図り、併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。	更新時期を迎えているネットワーク接続機器の入れ替えに合わせた機構内ネットワークの改修計画を作成した。IP アドレスの不足をプライベート化により解消するとともに外部からのネットワークを介したアクセスに対する管理を強め、接続機器の事前登録に基づく接続認証管理する体制に移行し、併せて勤務地以外の拠点でも支給端末をそのまま利用可能な仕組みを目指すこととした。	ネットワーク接続機器の入替・改修に合わせて、更なる機構内ネットワークの充実と不正アクセスに対する堅牢性確保の計画に取り組んだ(評価指標１)。
さらに、情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り適切に対応する。	従来から情報システムの導入・運用する各部署を支援してきた森林総合研究所企画部研究情報科を機構は PMO（Portfolio Management Office）として定め、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を参考に、機構の内外に提供する各種情報システムの整備・管理・充実に引き続き取り組むこととした。	デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、対応を進めた（評価指標１）。
これらの取組を通じて、業務の形態に応じたテレワークの導入など、新たな感染症や自然災害に対応可能な業務継続性の確保及び多様で柔軟な労働環境の整備により、業務運営基盤の強化を図る。	**２　テレワーク等の多様な勤務形態の実施状況** ・ワークライフ・マネジメント（働きながら仕事と私生活の時間管理）を推進するため、研究などの業務を両立する手段として、在宅勤務制度の運用を更に促進したことにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための在宅勤務を除いた実施者数は 254 人（令和３年度：150 人）となった。 ・令和４年度の在宅勤務制度の利用者全体については、令和３年度に比し、新型コロナウイルス感染症沈静化により実施者が減少している。 ・在宅勤務申請可能期間を１ヶ月以内から６ヶ月以内に変更し、制度利用者及び担当者の事務負担を大幅に軽減した。 令和４年度の在宅勤務の実施状況 （実施者数）　（職員数）　（実施者率） 研究開発業務　221 人（439 人）　／　788 人（790 人）　28.0%（55.6%） 水源林造成業務　114 人（256 人）　／　381 人（383 人）　29.9%（66.8%） 森林保険業務　31 人（ 28 人）　／　35 人（ 35 人）　88.6%（80.0%） ※　職員数：期末の在宅勤務規程適用対象職員（常勤職員、森林総研特別研究員、事業専門員、契約職員） ※　（　）書きは、令和３年度の数値である。	令和３年７月から運用を開始した在宅勤務制度について、制度の運用を促進するとともに、申請可能期間を変更し、事務負担を大幅に軽減することにより、業務の効率化を図った(評価指標２)。
		以上を総合的に勘案し、第２－３に係る自己評価は「B」とする。 ＜課題と対応＞ 事務手続の電子化を推進するとともに、ネットワークの充実、情報システムの堅牢性を確保する。

主務大臣による評価	評定	B
＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		

４．その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
第３－１	第３　財務内容の改善に関する事項 １　研究開発業務		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省５－⑪ 行政事業レビューシート番号：2023-農水-22-1116

２．主要な経年データ

指標等		達成目標	基準値（※１）		３年度		４年度		５年度		６年度		７年度		（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
評価指標３に係るもの															
外部研究資金の実績（［件］、［百万円］）			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総計			191	1,407	209	1,261	229	1,480							
内訳	政府受託		10	343	9	407	13	536							
	その他の受託研究		30	559	25	330	26	339							
	助成研究		10	13	10	15	6	10							
	科学研究費助成事業		131	365	154	392	163	452							
	研究開発補助金		10	127	11	117	21	144							
政府受託の実績（［件］、［百万円］）			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総計			10	343	9	407	13	536							
内訳	林野庁		2	51	2	50	4	66							
	農林水産技術会議		7	274	6	337	7	430							
	環境省		1	19	1	20	2	39							
	食料産業局		0	0	0	0	0	0							
競争的資金等への応募件数と新規採択件数［件］※２			応募	新規採択	応募	新規採択	応募	新規採択	応募	新規採択	応募	新規採択	応募	新規採択	
総数			204	47	222	59	206	60							
内訳	科学研究費助成事業		183	42	195	53	184	51							
	研究活動スタート支援		2	1	8	4	8	4							
	科学技術振興機構（JST）		5	1	3	1	4	0							
	環境研究総合推進費		4	2	11	0	7	1							
	地球環境保全等試験研究費		1	0	1	0	1	0							
	イノベーション創出強化研究推進事業		9	1	9	1	9	4							
評価指標４に係るもの															
特許料、入場料等の自己収入実績［百万円］				収入実績		収入実績		収入実績		収入実績		収入実績		収入実績	
総計			－	29	－	35	－	41	－		－		－		
内訳	依頼出張経費		－	14	－	16	－	20	－		－		－		
	入場料		－	0	－	5	－	7	－		－		－		
	鑑定・試験業務		－	2	－	3	－	4	－		－		－		

	林木育種		－	10	－	7	－	7	－		－		－		
	財産賃貸収入		－	1	－	1	－	1	－		－		－		
	特許料		－	2	－	3	－	2	－		－		－		
評価指標５に係るもの															
施設利用料の収入実績（百万円）			－	0	－	0	－	0	－		－		－		

※１　前中長期目標期間の最終年度の値
※２　応募から採択までの間に年度をまたぐ場合があるため、当年度の新規採択数は前年度に応募されたものを含む。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
独立行政法人会計基準（平成 12 年２月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、令和２年３月 26 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。 一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。 また、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の獲得の拡大等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中長期目標の方向に即して、特許実施料の獲得など積極的かつ適切な対応を行う。	「第３　業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な業務運営を行う（研究開発業務については、運営費交付金に係る予算を対象とする。）。 **１　研究開発業務** 運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理に努める。 また、一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報等の開示に努める。 さらに、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。 **短期借入金の限度額** 13 億円 （想定される理由） 運営費交付金の受入の遅延等に対応するため **剰余金の使途** 剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費に充当する。 **積立金の処分** 前中長期目標期間繰越積立金は、前期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。
主な評価軸（評価の視点）、指標等	
評価の視点	評価指標
・業務達成基準の導入、セグメント管理の強化に対応した会計処理方法が適切に定められているか。それに従って運営されているか。 ・受託研究等の外部研究資金の確保等による自己収入の増加に向けた取組が行われているか。	１　予算配分方針と実績 ２　セグメント情報の開示状況 ３　外部研究資金の実績 ４　特許料、入場料等の自己収入実績 ５　施設利用料の収入実績

年度計画	法人の業務実績等・自己評価		
	業務実績	自己評価	
第３　財務内容の改善に関する事項 「第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」を踏まえた年度計	＜主要な業務実績＞	評定	B
		＜評定と根拠＞	

画の予算を作成し、当該予算による効率的な業務運営を行う（研究開発業務については、運営費交付金に係る予算を対象とする。）。		
１ 研究開発業務 運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理に努める。 また、一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報等の開示に努める。	**1　予算配分方針と実績** 中長期目標に定められた重点研究課題をそれぞれ一定の事業のまとまりとし、その下に設定された戦略課題を収益化単位として業務ごとの予算と実績管理を行った。	中長期目標に定められた戦略課題を収益化単位として業務ごとの予算と実績管理を適切に実施した(評価指標１)。
	2　セグメント情報の開示状況 中長期目標で定められた重点研究課題をそれぞれ一定の事業等のまとまりとして、適切にセグメントを設定し、令和４年度財務諸表にセグメント情報を開示した。	適切にセグメントを設定し、財務諸表にセグメント情報を開示した(評価指標２)。
さらに、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。	**3　外部研究資金の実績** ・外部研究資金の獲得を促進するため、公募情報の所内周知を速やかに行い、課題内容の検討時間を長く確保する支援を行った。 ・農林水産省の「『知』の集積と活用の場」産学官連携推進協議会において、当機構及び機構職員が中心となって設立した研究開発プラットフォームを経由してイノベーション創出強化研究推進事業に応募していた９件のうち４件が採択され、令和３年度に研究開発を終了した１件が基礎研究ステージから応用研究ステージに移行するなど、採択数及び率ともに前年度実績(９件応募採択１件)を大きく上回る採択につなげた。 ・NEDO のグリーンイノベーション基金に１件採択され、大型の外部資金を獲得した（202,288 千円/年)。運営費交付金プロジェクト及び農林水産研究推進事業委託プロジェクト研究を元施策として応募した内閣府の PRISM に１件採択された。	外部研究資金については、農林水産省の「『知』の集積と活用の場」産学官連携推進協議会における研究開発プラットフォームからのイノベーション創出強化研究推進事業のほか大型の外部資金へ応募した(評価指標３)。
	4　特許料、入場料等の自己収入実績 ・依頼試験、分析や鑑定書の発行、受託出張について規程に基づく適切な見積、経費請求を行うことにより、受益者負担の適正化に努めた。 ・特許実施料の拡大のため、知財マネジメントに関するセミナーを開催し権利化等に関する知識の蓄積に取り組んだ。 ・苗木配布等による収入や、当機構の土地と建物の利用料（会議室等）といった財産賃貸収入等の自己収入の獲得に努めた。 ・多摩森林科学園は、令和２年度は台風被害復旧工事を行ったため全期間閉鎖したが、令和３年４月から有料公開を再開した。今年度は閉鎖前の令和元年度と比較して入場者数が回復傾向にあったが、依然新型コロナウイルス感染症の影響が残り、収入は令和元年度の８割強にとどまった。	特許料等の自己収入の拡大に向けて積極的に取り組んだ（評価指標４及び５)。
	5　施設利用料の収入実績 ・施設利用料の収入実績は、財産賃貸収入の一部として建物利用料を計上しており、業務に支障の無い範囲で会議室や実験室を賃貸し、利用料を得た。	施設利用料収入については、業務に支障の無い範囲で会議室等の賃貸を実施した(評価指標５)。
短期借入金の限度額 13 億円 （想定される理由） 運営費交付金の受入の遅延等に対応するため	**6　短期借入金の限度額** 該当なし。	

剰余金の使途 剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費に充当する。	**7　剰余金の使途** 該当なし。	
積立金の処分 前中長期目標期間繰越積立金は、前期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。	**8　積立金の処分** 前中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、現中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産（研究用機器等）の減価償却に要する費用等に 39,014 千円を充当し、収支の均衡を図った。	以上を総合的に勘案し、第３－１に係る自己評価は「B」とする。 ＜課題と対応＞ 令和４年度は、科研費の基盤 B、C、若手研究の採択率が 30%を超え、代表課題の獲得金額が前年度より増加した。政府受託については、応募件数が増加し、採択金額は 536 百万円であった。次年度も、引き続き適切な対策を講じ、外部研究資金の獲得を促していく必要がある。

主務大臣による評価	評定	B

＜評定に至った理由＞
自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

４．その他参考情報

（単位：百万円、%）

	３年度末 （初年度）	４年度末	５年度末	６年度末	７年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	104	65			
目的積立金	－	－			
積立金	90	77			
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	－	－			
運営費交付金債務	287	675			
当期の運営費交付金交付額（a）	10,449	10,276			
うち年度末残高（b）	287	675			
当期運営費交付金残存率（b÷a）	2.75%	6.57%			

（注１）平成 30 年３月 30 日付け総務省行政管理局通知「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」に基づく記載。
（注２）最終年度における「前期中（長）期目標期間繰越積立金」、「目的積立金」、「積立金」には、次期中（長）期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の額を記載。
（注３）「うち経営努力認定相当額」には、最終年度に経営努力認定された額を記載（最終年度に経営努力認定された利益は「目的積立金」には計上されずに、「積立金」に計上された上で次期中（長）期目標期間に繰り越される。）。
（注４）「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立が強制される積立金等の額を記載。

1．当事務及び事業に関する基本情報			
第３－２	第３　財務内容の改善に関する事項 ２　水源林造成業務等		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省５－⑲ 行政事業レビューシート事業番号：2023-農水-22-1919、2023-農水-22-1907

2．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（※１）	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	（参考情報）当年度までの累積値等、必要な情報
長期借入金の償還額［百万円］（水源林造成事業）	448億円/5年	14,919	9,602	9,344				
長期借入金の償還額［百万円］（特定中山間保全整備事業等）	112億円/5年		3,619	2,770				
立木の販売面積［ha］	上限　74,000ha/5年	2,687	2,764	2,610				
積立金の処分額［百万円］（水源林勘定）	－	－	345	375				
積立金の処分額［百万円］（特定地域整備等勘定）	－	－	68	52				

※１　前中長期目標期間の最終年度値

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画
１　水源林造成業務 適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間（令和３年４月１日から令和８年３月31日）中に長期借入金について448億円を確実に償還する。また、事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表する。 ２　特定中山間保全整備事業等 適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間（令和３年４月１日から令和８年３月31日）中に長期借入金について112億円を確実に償還する。	○　予算、収支計画及び資金計画 １　水源林造成業務 当期中長期目標期間中に長期借入金について448億円を確実に償還する。 また、毎年度、最新の木材価格や金利情勢等の経済動向や国費等の収入について一定の前提条件をおいた債務返済に関する試算を行い、中長期計画に基づく償還計画額とともに公表する。また、これらと当年度の実績額について検証を行い、その結果を公表する。 ２　特定中山間保全整備事業等 当期中長期目標期間中に長期借入金について112億円を確実に償還する。 ○　短期借入金の限度額 特定中山間保全整備事業等 ９億円 （想定される理由） 一時的な資金不足 ○　不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画 水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。 （計画対象面積の上限）74,000ha ○　剰余金の使途

	1　水源林勘定 剰余金は、借入金利息等に充当する。 2　特定地域整備等勘定 剰余金は、負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。 ○　積立金の処分 1　水源林勘定 前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息等に充当する。 2　特定地域整備等勘定 前中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。

主な評価軸（評価の視点）、指標等

評価の視点	評価指標
1　水源林造成業務 ・当期中長期目標期間中に長期借入金について確実に償還しているか。 ・事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表しているか。 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、効率的な運営を行ったか。 2　特定中山間保全整備事業等 ・当期中長期目標期間中に長期借入金について確実に償還しているか。 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、効率的な運営を行ったか。	1　水源林造成業務 ・当期中長期目標期間中（各年度）の償還計画に対する長期借入金の償還額 ・債務返済の見通しに関する試算及びその結果の公表 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算の作成がなされ、効率的な運営を行うための取組を行っていること。 2　特定中山間保全整備事業等 ・当期中長期目標期間中（各年度）の償還計画に対する長期借入金の償還額 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算の作成がなされ、効率的な運営を行うための取組を行っていること。

年度計画	法人の業務実績等・自己評価 業務実績	自己評価 評定：B ＜評定と根拠＞
第３　財務内容の改善に関する事項 **２　水源林造成業務** ○　予算、収支計画及び資金計画 長期借入金については、9,344 百万円を確実に償還する。	＜主要な業務実績＞ **（評価指標１）** **1　水源林造成業務** **（1）当期中長期目標期間中（各年度）の償還計画に対する長期借入金の償還額** 長期借入金については、中長期計画に基づき、着実に償還した。 【令和４年度長期借入金償還実績】（単位：百万円） 業務：水源林造成業務／長期借入金償還元金：9,344	長期借入金については、計画どおり、着実に償還した。
また、毎年度、最新の木材価格や金利情勢等の経済動向や国費等の収入について一定の前提条件をおいた債務返済に関する試算を行い、中長期計画に基づく償還計画額とともに公表する。	**（2）債務返済の見通しに関する試算及びその結果の公表** 水源林造成業務については、最新の木材価格のデータに基づき債務返済に関する試算等を行い、「水源林造成業務リスク管理委員会」において長期借入金等の償還見通しについて確実に償還されていることが確認された。なお、試算結果等については、10月31日にウェブサイト上に公表した。 https://www.green.go.jp/zaito/pdf/kariirekin_syokan.pdf?221027	また、前提条件を直近のデータに置き換えて予定長期収支の試算を行い、確実に償還がなされることを確認し、試算結果等について公表した。
また、これらと当年度の実績額について検証を行い、その結果を公表する。	**（3）業務の効率化を踏まえた予算の作成及び運営** 一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、電気料金の高騰はあったものの影響は少なく、共同調達や一括調達による調達金額の節減に取り組むとともに、事務用品のリユースの推進等を図った。 この結果、毎年度対前年度比３％の抑制を行っていく場合の目標値（220,450 千円）を下回り、中	一般管理費について、事務経費の節減、予算の適正な管理を行う等により、前年度に引き続き節減に取り組んだ結果、当初計画の内容を達成した。

長期計画に掲げた節減目標である毎年度平均で対前年度比３％の節減を達成した。

○　不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画
水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。
（計画対象面積の上限）
14,800ha

○　不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画
水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売面積、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売面積は、計画対象面積の範囲内で適正な処理を行った。

不要財産以外の重要な財産の譲渡について、計画の限度の範囲内で処理を行った。

○　剰余金の使途
剰余金は、借入金利息等に充当する。

○　剰余金の使途
該当なし。

剰余金を使っていないことから、評価すべき点はなかった。

○　積立金の処分
前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息等に充当する。

○　積立金の処分
前中長期目標期間繰越積立金 2,159,212 千円のうち、374,658 千円を借入金利息に充てた。

前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息に充当し、適正な処分を行った。

４　特定中山間保全整備事業等

○　予算、収支計画及び資金計画
長期借入金については、2,770 百万円を確実に償還する。
（内訳）
特定中山間保全整備事業等
1,360 百万円
緑資源幹線林道事業
1,410 百万円

（評価指標２）
２　特定中山間保全整備事業等
（１）当期中長期目標期間中（各年度）の償還計画に対する長期借入金の償還額
長期借入金の償還原資である負担金等を確実に徴収するため、関係道府県及び受益者と連絡を密にし、計画の負担金等を全額徴収したことにより、長期借入金を着実に償還した。
【令和４年度長期借入金償還実績】　（単位：百万円）

業　　務	長期借入金償還元金
特定中山間保全整備事業等	1,360
緑資源幹線林道事業	1,410
計	2,770

長期借入金の償還原資である負担金等を計画どおり確実に徴収し、長期借入金を着実に償還した。

○　短期借入金の限度額
９億円
（想定される理由）
一時的な資金不足

（２）業務の効率化を踏まえた予算の作成及び運営
○　短期借入金の限度額
該当なし。

短期借入金の借入を行っていないことから、評価すべき点はなかった。

○　剰余金の使途
剰余金は、負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。

○　剰余金の使途
該当なし。

剰余金を使っていないことから、評価すべき点はなかった。

○　積立金の処分
前中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。

○　積立金の処分
前中長期目標期間繰越積立金 1,218,111 千円のうち、52,470 千円を負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充てた。

前中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当し、適正な処分を行った。

以上を総合的に勘案し、第３－２に係る自己評価は「B」とする。

		＜課題と対応＞ 引き続き、財務内容の改善を図るため、長期借入金の着実な償還など事務手続を適正に処理していく必要がある。

主務大臣による評価	評定	B

＜評定に至った理由＞
自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。

４．その他参考情報

①　水源林勘定

（単位：百万円、%）

	３年度末（初年度）	４年度末	５年度末	６年度末	７年度末（最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	2,159	1,785			
目的積立金	0	0			
積立金	897	1,670			
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0			
運営費交付金債務	0	0			
当期の運営費交付金交付額（a）	0	0			
うち年度末残高（b）	0	0			
当期運営費交付金残存率（b÷a）［%］	0	0			

（注１）平成 30 年３月 30 日付け総務省行政管理局通知「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」に基づく記載。
（注２）最終年度における「前期中（長）期目標期間繰越積立金」、「目的積立金」、「積立金」には、次期中（長）期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の額を記載。
（注３）「うち経営努力認定相当額」には、最終年度に経営努力認定された額を記載（最終年度に経営努力認定された利益は「目的積立金」には計上されずに、「積立金」に計上された上で次期中（長）期目標期間に繰り越される。）。
（注４）「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立が強制される積立金等の額を記載。

②　特定地域整備等勘定

（単位：百万円、%）

	３年度末（初年度）	４年度末	５年度末	６年度末	７年度末（最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	1,218	1,166			
目的積立金	0	0			
積立金	86	151			
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0			
運営費交付金債務	0	0			
当期の運営費交付金交付額（a）	0	0			
うち年度末残高（b）	0	0			
当期運営費交付金残存率（b÷a）［%］	0	0			

（注１）平成 30 年３月 30 日付け総務省行政管理局通知「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」に基づく記載。
（注２）最終年度における「前期中（長）期目標期間繰越積立金」、「目的積立金」、「積立金」には、次期中（長）期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の額を記載。
（注３）「うち経営努力認定相当額」には、最終年度に経営努力認定された額を記載（最終年度に経営努力認定された利益は「目的積立金」には計上されずに、「積立金」に計上された上で次期中（長）期目標期間に繰り越される。）。

（注４）「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立が強制される積立金等の額を記載。

様式２－１－４－２　国立研究開発法人　年度評価　項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）　様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
第３－３	第３　財務内容の改善に関する事項 ３　森林保険業務		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

指標等	達成目標	基準値（※１）	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	（参考情報）当年度までの累積値等、必要な情報
保険料収入［千円］	－	1,811,900	1,721,456	1,701,675				
うちＩ齢級の額［千円］	－	166,984	162,081	173,451				

※１　前中長期目標期間の最終年度の実績値

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画
（１）積立金の規模の妥当性の検証 外部有識者を含めた統合的なリスク管理のための委員会において、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり、長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえる。 **（２）保険料収入の安定確保に向けた取組** 森林保険業務の安定的な運営に資する保険料収入の安定確保に向けて、効果的な加入促進等に取り組む。	「第３　業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な業務運営を行う（研究開発業務については、運営費交付金に係る予算を対象とする。）。 **３　森林保険業務** **（１）積立金の規模の妥当性の検証** 外部有識者を含めた統合リスク管理委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり、長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。 **（２）保険料収入の安定確保に向けた取組** 森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の安定確保に向けて、効果的な加入促進等に取り組む。

主な評価軸（評価の視点）、指標等

評価の視点	評価指標
＜評価の視点１＞ ・リスク管理のための委員会において、毎年度積立金の規模の妥当性の検証を行っているか。 **＜評価の視点２＞** ・森林保険業務の安定的な運営に向け、中長期目標の第３の３（２）に基づく効果的な加入促進等による保険料収入の安定確保に向けた取組を行っているか。	**（評価指標１）** １　毎年度積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告していること。 **（評価指標２）** １　中長期目標の第３の３（２）制度の普及と加入促進に準じた内容 ２　保険料収入の額及びうちＩ齢級の額

年度計画	法人の業務実績等・自己評価		
	業務実績	自己評価	
	＜主要な業務実績＞	評定	B

第３　財務内容の改善に関する事項 **３　森林保険業務** **（１）積立金の規模の妥当性の検証** 外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり、長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。	**（評価指標１）** **1　毎年度積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告していること。** 外部有識者を含めた統合リスク管理委員会において、積立金の規模の妥当性について客観的なデータに基づき検証を行った。その結果、「森林保険センターが保有する積立金の規模は現状の契約規模で考えると過大とは言えない」との検証結果を取りまとめ、３月 24 日付け で農林水産大臣に報告を行った。	＜評定と根拠＞ 計画事項については、確実に実施した。 外部有識者を含めた統合リスク管理委員会において、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告した（評価指標１）。
（２）保険料収入の安定確保に向けた取組 森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の安定確保に向けて、効果的な加入促進等に取り組む。	**（評価指標２）** **1　中長期目標の第３の３（２）制度の普及と加入促進に準じた内容** 中長期目標の第３の３（２）制度の普及と加入促進の業務実績２及び３を参照。 **2　保険料収入の額及びうちⅠ齢級の額** 森林保険の加入は、林業経営上のリスクが比較的高い新植直後や間伐直後に多くなる傾向があるため、保険料収入は、新植造林面積や間伐面積等に左右される。 近年、新植造林面積が横ばい傾向（H26：21 千 ha→H29：22 千 ha→R２：23 千 ha）、また、間伐面積が減少傾向（H26：339 千 ha→H29：304 千 ha→R２：261 千 ha）の厳しい状況の中、Ⅰ齢級は、森林保険における事故率が高く、加入するメリットが大きいことから、都道府県や市町村等に重点的に普及・加入促進の取組を行った。その結果、全体の加入面積が令和３年度より減少する中、Ⅰ齢級の加入面積は令和３年度を上回った（R３：508 百 ha→R４：514 百 ha）。 Ⅰ齢級の保険料収入は、保険料の収入源である新規契約が増加したため、令和３年度と比較し 11 百万円増加（R３：162 百万円→R４：173 百万円）し、前中長期目標期間（平成 28 年度～令和２年度）の平均（135 百万円）と比較しても 38 百万円増加した。 全体の加入件数は、令和４年度森林保険普及・加入促進活動計画の各目標を大きく上回る取組を行ったものの、令和３年度の 82,033 件から 79,363 件に、加入面積は、令和３年度の 571,296ha から 545,872ha に減少し、加入率は、令和３年度の 7.2%から 6.9%に 0.3 ポイント減少した。	近年、新植造林面積が横ばい傾向、間伐面積が減少傾向の厳しい状況の中、Ⅰ齢級の保険料収入は、重点的に普及・加入促進の取組を行った結果、前年度と比較し、11 百万円増加、前中長期目標期間の平均と比較し、38 百万円増加した。 しかし、令和４年度の全体の保険料収入は、令和３年度と比較し、19 百万円減少、前中長期目標期間の平均と比較し、79 百万円減少した（評価指標２）。

	全体の保険料収入は、令和３年度と比較し、新規契約が減少したことから、19 百万円減少（Ｒ３：1,721 百万円→Ｒ４：1,702 百万円）した。なお、前中長期目標期間（平成 28 年度～令和２年度）の平均が 1,781 百万円であり、令和４年度はその平均と比較し 79 百万円減少した。	
		以上を総合的に勘案し、第３－３に係る自己評価は「B」とする。 ＜課題と対応＞ 評価指標２の制度の普及と加入促進の取組を行うことが、Ｉ齢級も含めた保険料収入の額につながることから、引き続き、中長期計画に沿って取り組む。

主務大臣による評価	評定	B
＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		

４．その他参考情報
特になし。

1．当事務及び事業に関する基本情報			
第３－４	第３　財務内容の改善に関する事項 ４　保有資産の処分		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2．主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	（参考情報） 当年度までの累積値等、必要な情報
職員宿舎第１号（杉並区和田）	－	－						
職員宿舎第16号（豊島区池袋）	－	－	関係機関と令和４年度に国庫納付できるよう調整	国庫返納（現物納付）の実施				
取手宿舎（取手市）	－	－						

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年９月２日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。 特に、職員宿舎第１号（杉並区和田）、職員宿舎第16号（豊島区池袋）及び取手宿舎（取手市）については、国への返納措置又は売却に向け、関係機関と調整を行う。	保有資産の見直しについては、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年９月２日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、引き続き、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものは、不要財産として国庫納付等を計画的に行うこととする。 特定地域整備等勘定 職員宿舎第１号（杉並区和田）、職員宿舎第16号（豊島区池袋）及び取手宿舎（取手市）については、国庫納付に向け、関係機関と調整を行う。
主な評価軸（評価の視点）、指標等	
評価の視点	評価指標
・保有の必要性の観点から保有資産の見直しが行われているか。また、処分することとされた保有資産についてその処分は進捗しているか。	１　保有資産の点検及び処分状況

年度計画	法人の業務実績等・自己評価	
	業務実績	自己評価
第３　財務内容の改善に関する事項 **５　保有資産の処分** 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年９月２日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。	＜主要な業務実績＞ **１　保有資産の点検及び処分状況** 保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年９月２日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有資産検討委員会及び減損審査委員会において、保有資産の点検、利用状況の確認、土地・建物等の減損調査を行った。その結果、不用な保有資産及び減損に該当する資産は認められなかった。	評定　B ＜評定と根拠＞ 計画に基づき、保有資産の点検、利用状況の確認、減損調査等を行った結果、減損に該当する資産はなく、保有する資産について適切に管理・利用されていることを確認した。

不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 特定地域整備等勘定 職員宿舎第 16 号（豊島区池袋）については、令和４年度中に国庫納付する。職員宿舎第１号（杉並区和田）及び取手宿舎（取手市）については、国庫納付に向け、引き続き関係機関と調整を行う。	不要財産として処分することとしていた職員宿舎第 16 号（豊島区池袋）については、令和５年３月に国庫納付した。 職員宿舎第１号（杉並区和田）及び取手宿舎（取手市）については、今中長期目標期間内の国庫納付に向け、関係機関と協議を行った。	職員宿舎第 16 号については、計画どおり国庫納付した（評価指標１）。 以上を総合的に勘案し、第３－４に係る自己評価は「B」とする。 ＜課題と対応＞ 引き続き計画的に保有資産の見直しを行う。
主務大臣による評価		評定　B
＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		

４．その他参考情報
特になし。

1．当事務及び事業に関する基本情報			
第４－１	第４　その他業務運営に関する重要事項 １　施設及び設備に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省５－⑪ 行政事業レビューシート番号：2023-農水-22-1116

2．主要な経年データ

指標等	基準値（※）	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	（参考情報）当年度までの累積値等、必要な情報
設備整備件数［件］	2	3	9				
うち補正予算による整備件数［件］	－	1	4				
設備整備金額［千円］	214,318	30,354	526,747				
うち補正予算による整備金額［千円］	－	517	185,376				

※　前中長期目標期間最終年度値

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画
地球温暖化対策推進本部において決定した「日本の約束草案」（平成27年7月17日）及び「日本のNDC（国が決定する貢献）」（令和2年3月30日）を踏まえ、維持・管理経費節減、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネルギーの推進や維持に努めるとともに、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とする。また、必要性・緊急性を考慮しつつ、老朽化施設や研究開発業務の実施に必要な施設及び設備を計画的に整備する。その際、共同利用施設である農林水産研究情報総合センター等の活用を一層推進することとし、さらに、他省庁、他法人、地方公共団体等の施設の共同利用等の可能性を検討しつつ、効率的な施設の利活用と整備に努める。 施設の整備等に当たっては、新農林水産省木材利用推進計画（平成22年11月農林水産省策定）に基づき、木材利用を推進する。	地球温暖化対策推進本部において決定した「日本の約束草案」（平成27年7月17日）及び「日本のNDC（国が決定する貢献）」（令和2年3月30日）を踏まえ、維持・管理経費節減の観点も含め、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネ化（改修）や高効率照明等の導入を図るとともに、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とする。また、老朽化が深刻な施設、設備の必要性・緊急性を考慮しつつ、新たな研究開発の着実な推進、原種苗木の安定的な生産の推進を踏まえ、年度計画を策定し整備に努める。その際、共同利用施設である農林水産研究情報総合センター等の活用を一層推進することとし、さらに、他省庁、他法人、地方公共団体等の施設の共同利用等の可能性を検討しつつ、効率的な施設の利活用と整備に努める。また、新農林水産省木材利用推進計画（平成22年12月農林水産省策定）に基づき、木材利用を推進する。 千代田苗畑について、苗畑管理に必要な事業用地として小規模介在地を取得する。 苗畑、実験林、樹木園や試験地等について、計画的な管理経営と活用に必要な整備に努める。 研究開発用施設の整備・改修等の予定額：1,500±ε 百万円 （注）「ε」は、各事業年度増減する施設及び設備の整備等に要する経費。

主な評価軸（評価の視点）、指標等

評価の視点	評価指標
・温室効果ガスの排出削減に資する省エネの推進、維持管理経費の節減に向けて老朽化が進んだ施設･設備の必要性・緊急性及び共同利用の可能性を考慮しつつ、新たな研究開発の着実な推進、木材利用の促進、原種苗木の安定的な生産の推進を踏まえ、整備計画を適切に策定し、取組が行われているか。	1　省エネの推進、維持管理経費の節減、新たな研究開発の推進、木材利用の促進、原種苗木の安定的な生産の推進の観点からの施設及び設備整備の実施状況

年度計画	法人の業務実績等・自己評価		
	業務実績	自己評価	
	＜主要な業務実績＞	評定	A

第４　その他業務運営に関する重要事項 １　施設及び設備に関する事項	１　省エネの推進、維持管理経費の節減、新たな研究開発の推進、木材利用の促進、原種苗木の安定的な生産の推進の観点からの施設及び設備整備の実施状況	＜評定と根拠＞
維持・管理経費節減、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネルギーの推進や維持に努めるとともに、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とする。	原油価格の高騰により電気料金及びガス料金が大幅に増加したが、対策として冷暖房設備の稼働時間の短縮、エネルギーセンター熱源設備の部分停止、毎日の電気使用量（料）をイントラネットを利用して見える化するなど、職員への省エネ対策の周知徹底等を行い、その効果として、電気・ガスの使用量を大幅に削減することができた。 具体的には、冷暖房設備の稼働が多い夏季から冬季（７月～２月）にかけては、電気使用量を前年度比約 10%、ガス使用量を約 15%削減した。（同期間の平均単価で換算すると、電気使用料で約 2,200 万円、ガス使用料で約 1,200 万円に相当。[森林総合研究所実績値]） １年を通しては、電気・ガスの使用量が突出している森林総合研究所では、前年度と比べ電気使用量は 6.7%、ガス使用量は 12.9%を削減した。（令和３年度の対前年度比は、電気使用量は 3.6%減、ガス使用量は 3.8%増） 森林総合研究所を始め出先機関において、電気調達の契約の際に、再生可能エネルギーを導入している電気事業者であることを条件として契約をした。 メンテナンスコストが多大な非常用発電装置について省エネ型機材導入の検討や、従来の太陽光パネルが設置できない場所（壁や窓等）にも設置可能なフィルム型太陽光パネルの導入など、先進的技術を取り入れる検討を新たに始めた。	省エネ対策を徹底したことにより、前年度に比べ電気及びガスの使用量を削減し、温室効果ガスの排出削減に貢献した。
また、必要性・緊急性を考慮しつつ、老朽化施設や研究開発業務の実施に必要な施設及び設備を計画的に整備する。 その際には、共同利用施設である農林水産省研究情報総合センター等の活用を一層推進することとし、さらに、他省庁、他法人、地方公共団体等の施設の共同利用等の可能性を検討しつつ、効率的な施設の利活用と整備に努める。	**【令和４年度施設整備実績】** ○エリートツリー等の原種苗木増産施設整備 エリートツリーや特定母樹の原種苗木の都道府県配布量を増加させる基盤施設整備のため、経常予算とは別に令和３年度補正により約２億円の補正予算を獲得した。 当施設整備のうち、エリートツリー等の原種増産を図るための挿し木高速増殖用養苗温室（令和２年度に特許を取得した新技術「エアざし」の増殖用施設）について、関西育種場及び九州育種場に整備するとともに、育成した原種について、適応性を向上させ、発根率や活着率が最もよい状態で出荷できるように穂や原種苗木を一定期間低温貯蔵するための穂木等低温貯蔵施設を北海道育種場に整備した。 これにより、当該管轄区域における成長に優れたエリートツリー等の原種苗木の増産と適期配布が可能となった。 令和４年度補正予算により、東北育種場、四国増殖保存園においても高速増植用養苗温室の整備費を獲得したことにより、全国的な原種増産体制が大きく前進した。	主伐・再造林の進度が早く、エリートツリー等への要望が拡大すると見込まれる関西、九州育種場の適応品種の配布区域ごとに、挿し木高速増殖用苗温室を整備するとともに、原種苗木の保存のため、穂木等低温貯蔵施設を整備した。このことにより、「2030 年林業用種苗の３割」達成に向け、エリートツリー等の原種供給の増産と適期配布によりエリートツリー等の普及促進が可能となった。
	○「木の酒」研究棟新設 「木の酒」の普及に向け、これまで分散して設置されていた製造機器類を集約化し、木材から木の酒まで一元的、効率的かつ衛生的に製造することが可能となる専用施設を建設中。（半導体不足等による太陽光発電設備の資材の納入が遅れたため、完成は令和５年７月の予定。） 既に確立され、知財化された製造技術の民間移転を見据え、実用化に向けた改良を進めるとともに、製造機器を使った技術研修や視察などへの活用を通じて、技術普及を推進することが可能となる。	「木の酒」研究棟が完成することにより、作業効率が向上し、約２倍の製造実験ができるように改善される。また、「木の酒」の普及に向けた広報活動にも活用が広がり、特許の実施許諾の増加への貢献が推進される。
	○木質耐震・快適性工学実験棟ビルドインチャンバー更新 老朽化により温湿度等の制御に不具合が生じていたビルドインチャンバー	最新式ビルドインチャンバーの整備によって生活空間に近い実験環境の実現が可能となり、「木の良さ」に対する

	（生活の場に存在する木材及び木質空間が経験的に知られている人間の健康、情緒に良い影響を与える効果を科学的に解明するために、温湿度、照度等の環境を精密に制御できる人工気候室）について、より生活空間に近い実験環境を再現できる最新式のものに更新した。 ○きのこ遺伝資源開発棟発生室改修 研究開発を目的として設計されたきのこ発生室は全国的にみても少なく、日本のきのこ研究において重要な役目を担っているが、故障により対応可能な案件数が限られ、十分に対応できていない状況にあった。 今回の改修により、昼夜を模した温度制御が可能となり、トリュフに続きマツタケの人工栽培化を進めるとともに、全ての発生室が使用可能となったことで、原木栽培しいたけの放射能汚染対策等への活用を通じて、地方自治体等との連携協力が可能となった。 ○北海道支所研究本館他放送設備等更新 当該放送設備は、「非常放送設備」及び「自動火災報知設備」として消防法で設置が義務づけられている設備であるが、経年劣化により動作不良が生じていたが、最新のものに更新したことにより、非常時に備えることが可能となった。	より実用性の高い科学的なエビデンスの提示が可能となるとともに、各種企業等との共同研究といった産学官民連携及び木質内装化による木材利用推進への貢献が期待される。 改修により、より自然環境に近い状態におけるマツタケの人工栽培化及び原木栽培しいたけの放射能汚染対策が推進される。また、全ての発生室が使用可能となり、食品表示基準に即して機能性成分を表示可能なきのこの社会実装化に向けた栽培農家等との連携協力への貢献が推進されることとなった。 非常放送設備及び自動火災報知設備を最新のものに更新したことで、火災等の非常時における職員の安全確保に備えた。
	農林水産省研究情報総合センターの科学技術計算アプリケーションや農林水産統計データ、気象データなど研究に必要な基礎数値情報等のほか、大学や農研機構等他機関の施設を３件（前年度は７件）利用した。その結果、積雪モデルの開発による雪崩災害の発生頻度・発生規模への影響の予測による山地災害リスク評価技術の高度化につなげたほか、土地利用改変を伴う気候変動緩和策の生物多様性への影響を地球規模での評価を可能とした。	農林水産省研究情報総合センターの科学技術計算アプリケーション等を活用した研究を進め、重要成果を得たとともに、大学や他法人の施設を利用することで、効率的に研究課題を推進した。
また、新農林水産省木材利用推進計画（平成22年12 月農林水産省策定）に基づき、木材利用を推進する。	「木の酒」研究棟の新設に当たって、CLT（直交集成板）を含む木造建築とした。 森林整備センターにおいて、打合せスペースの木質化や木製机、木製パーテーションの導入を行った。 間伐材を含む国産材30%以上使用しているカートカンをパッケージとした飲料を自動販売機で販売した。	木造建築物の新設、木製品の導入、カートカンの利用等により、木材利用を推進した。
苗畑、実験林、樹木園や試験地等について、計画的な管理経営と活用に向け、現況の調査と必要な整備を行う。	苗畑・実験林・樹木園管理方針に基づき、敷地内の風倒木及び枯損木の処理を実施した。	苗畑、実験林、樹木園、試験地等について、管理方針に基づき、風倒木及び枯損木の処理を迅速に行ったことにより、所内各施設や近隣への被災リスクの回避に貢献した。

施設及び設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額
木の酒研究棟新設 木質耐震・快適性工学実験棟ビルドインチャンバー更新 きのこ遺伝資源開発棟発生室改修 北海道支所研究本館他放送設備等更新	290
原種苗木促成温室整備 （東北育種場、関西育種場四国増殖保存園）	200

		以上を総合的に勘案し、第４－１に係る自己評価は「A」とする。 ＜課題と対応＞ 引き続き建築物の省エネルギーの推進、再生可能エネルギー電気の導入推進、業務の実施に必要な施設や設備の計画的な整備に努める。その際、施設の共同利用等の可能性を検討する。また、木材利用を推進するとともに、苗畑、実験林、樹木園や試験地等について、現況の調査と必要な整備を行う。

主務大臣による評価	評定	A

＜評定に至った理由＞
主に研究開発業務において冷暖房設備の稼働時間の短縮、エネルギーセンター熱源設備の部分停止、毎日の電気使用量を見える化するなど、職員への省エネ対策の周知徹底等を行うことにより前年度に比べ電気・ガスの使用量の大幅な削減に取り組んだと認められる。
また、新農林水産省木材利用推進計画に基づき、「木の酒」研究棟をＣＬＴを含む木造建築としたことや、森林整備センターにおいて内装の木質化を行う等木材利用を推進したと認められる。
以上のように、電気・ガスの使用量を大幅に削減するなど、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネルギーの推進に取り組んだと認められることから「A」評定とした。

４．その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
第４－２	第４　その他業務運営に関する重要事項 ２　広報活動の促進		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省５－⑪、⑲ 行政事業レビューシート番号：2023-農水-22-1116、2023-農水-22-1919、2023-農水-22-1907

２．主要な経年データ

指標等	達成目標	基準値（※１）	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	（参考情報）当年度までの累積値等、必要な情報
評価指標１に係るもの								
ウェブサイト等による発信数								
研究成果［件］	－	279	325	319				
その他［件］	－	690	1,114	423				
研究所ウェブサイトへのアクセス数［万件］	－	4,516	4,167	4,753				
評価指標２に係るもの								
プレスリリース数								
研究成果［件］	－	28	31	44				
その他［件］	－	9	15	7				
取材等の件数								
研究成果［件］	－	－	242	181				
その他［件］	－	－	39	61				
評価指標３に係るもの								
イベント等による取組内容［回］	－	－	40	107				
評価指標４に係るもの								
マスコミ［件］	－	477	439	393				
その他［件］	－	675	768	567				

※１　前中長期目標期間最終年度値

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画
新たな木材需要や森林の整備・保全に係る研究成果の社会実装の促進、優良品種の活用や水源林造成及び森林保険の重要性等に関する情報の発信を推進するとともに、国土の約３分の２を占める森林の多面的機能、林業・木材産業の振興及び木材利用の促進等に対する広報活動を推進し、幅広い世代の国民の理解の醸成を図り、人材の確保・育成にもつなげる。 このため、利用者が使いやすい形で、プレスリリース、ウェブサイト、SNS 及び広報誌等の最適なメディアを戦略的・効果的に活用する。また、シンポジウム及び展示会への出展等により積極的に広報活動を行う。	新たな木材需要の創出や森林の整備・保全に係る研究成果の社会実装の促進、優良品種の活用や水源林造成及び森林保険の重要性等に関する情報の発信を推進する。また、国土の約３分の２を占める森林の多面的機能、林業・木材産業の振興及び木材利用の促進等に対する広報活動を推進するとともに、幅広い世代の国民の理解の醸成を図り、人材の確保・育成にもつなげる。 利用者の使いやすさを考慮し、プレスリリース、ウェブサイト、SNS 及び広報誌等の最適なメディアを戦略的・効果的に活用する。また、シンポジウム及び展示会への出展等により積極的に広報活動を行うこととし、特に以下について重点的に取り組む。 研究開発業務については、森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的試験研究機関として、森林や林業、木材利用、林木育種等に関して、一般市民を対象に施設公開等による交流型広報活動を積極的に実施するとともに、多岐にわたる研究活動及びその成果をウェブサイトや広報誌等を通して積極的に発信し、研究開発業務に関する国民各層の関心と理解の醸成を図る。 水源林造成業務については、森林整備技術の普及・啓発に向けた各種の研究発表会等における対

外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト、広報誌等により広報するとともに、分収造林契約実績の公表等を実施し、水源林造成業務に対する国民各層の理解の醸成を図る。
　森林保険業務については、森林保険の重要性、保険金の支払い状況等の業務の実績、災害に係る情報のほか、窓口業務を担う委託先の紹介や被保険者の声等をウェブサイトや広報誌等を通じて積極的に発信し、森林保険に対する国民各層の認知度向上及び理解の醸成、森林保険の利用拡大を図る。

主な評価軸（評価の視点）、指標等	
評価の視点	評価指標
・法人及び法人が行う業務が国民に広く認知されるための広報の取組が行われたか。	1　ウェブサイト等による発信数及びアクセス数 2　プレスリリース数とそれに対応する取材等の件数 3　イベント等による取組内容 4　森林・林業・木材研究に関する問合せ等への対応件数

年度計画	法人の業務実績等・自己評価	
	業務実績	自己評価
	＜主要な業務実績＞	評定　A
4　その他業務運営に関する重要事項 **2　広報活動の促進** 森林研究・整備機構全体の活動に関する情報発信については、ウェブサイトを活用し、環境報告書及び事業報告書を掲載するなどして、国民にも分かりやすく公表する。 研究開発業務については、森林・林業・木材産業及び林木育種分野に関する研究成果等の情報を広く社会に発信するため、季刊森林総研や研究成果選集等の広報誌発行、ウェブサイトへの掲載、Facebook 等 SNS や動画を利用した発信、プレスリリース、市民向けの森林講座・公開講演会・施設等の一般公開の開催、外部各種イベントへの出展など、様々な手法を用いて積極的に広報活動を推進する。 水源林造成業務については、森林整備技術の普及・啓発に向けた各種の研究発表会等における対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト、広報誌等により広報するとともに、令和３年度分収造林契約実績の公表等を実	**1　ウェブサイト等での広報活動** **【機構全体】** ・機構公式ウェブサイト（https://www.ffpri.affrc.go.jp/index.html）では各種情報やトップページの「新着情報」から各組織のタイムリーな情報を紹介するなどの情報発信を実施。 ・特に要覧、環境報告書、各業務の刊行物などを分かり易く掲載するために「機構の広報活動」のページを新たに開設。 ・近年利用が活発になったソーシャルメディア運用でのトラブルの未然防止などの目的でソーシャルメディア運用ポリシーを策定し公表。 ・機構全体でのウェブサイトへの総アクセス数は、4,753 万件。 **【研究開発業務】** ウェブサイトや Facebook（https://www.facebook.com/ffpri.jp/）に加え、今年度７月から Twitter（https://twitter.com/FFPRI_JP）での情報発信を開始し、主催・後援するシンポジウムや一般公開など各種イベントの告知や研究成果などの積極的な発信を実施（発信数約 1,400 件）。 １）ウェブサイト ・一般向けに研究職員の論文成果を分かりやすく紹介する「研究成果」を 44 件選出して掲載。 ・マスコミに向けて実施したプレスリリース 51 件を掲載。 ・研究や事業の取組など 21 件のトピックについて「林木育種の現場から」で写真を交えて紹介。 ・プロジェクトなど特設サイトを開設（３件）。 ・研究所等が発行する刊行物についても適宜掲載し迅速な情報発信に努めた。 ２）ソーシャルメディア ・３年目を迎えた森林総研チャンネル（YouTube）では今年度新たに 29 本の動画を掲載。 ・公開講演会「ネットゼロエミッション達成のための森林の役割」は会場と配信のハイブリッド開催を行い、500 名を超える例年以上の参加者。続くオンデマンド配信では３か月で 1,305 回視聴。居住地にかかわらず情報にアクセスできる良さを発揮。 ・７月開始の Twitter に 140 件投稿。国産トリュフに関する投稿への反響は大きく５万再生超。 **【水源林造成業務】** ・ウェブサイト（https://www.green.go.jp)において、水源林の公益的機能等に関する記事の掲載や実施している水源林造成事業の透明性を高めるため、令和３年度分収造林契約実績を公表。 ・水源の森林と地域との関わりについて、具体的な事例を通じて分かりやすく紹介するため、水源林造成事業の近年の取組事例のページを新設。 **【森林保険業務】** ・ウェブサイト(https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/)及び Facebookhttps://www.facebook.com/shinrinhoken/)	＜評定と根拠＞ **【機構全体】** ウェブサイトに新たなページを開設するなどし、よりアクセスしやすく分かりやすいサイト運用を実現した。各種情報へのアクセスは前年度を上回った（評価指標１）。 機構で運用するソーシャルメディアの運用ポリシーを策定するとともにウェブサイトで公開し、トラブルの防止に努めた（評価指標１）。 前年度を上回るプレスリリース（全体で前年度比 110%、研究成果で前年度比 141%）を実施し、機構の成果や取組を広く周知した（評価指標２）。 新型コロナウイルスの感染状況により徐々に実開催イベントが増えたことから、各業務連携して機構の取組を発信するためのブース展示を積極的に実施した（評価指標３）。 **【研究開発業務】** ウェブサイト、Twitter や Facebook、森林総研チャンネル（YouTube）などのソーシャルメディアを利用し、研究成果やイベント情報の発信を積極的に行った（評価指標１）。 プレスリリースを積極的に行い、昨年度を上回る成果を発信した（評価指標２）。 各種の外部開催のイベントに積極的に参加し、研究成果を発信した（評価指標３）。 「季刊森林総研」では魅力的な誌面を作ることを心掛け、テーマごとに興味を持ちそうな読者層を探して配布し、多くの新規の読者を獲得した（評価指標３）。 「林木育種情報」などの情報誌・メールマガジンによる林木育種に関する技術等の普及・啓発を推進し

施し、水源林造成業務に対する国民各層の理解の醸成を図る。

森林保険業務については、森林保険の重要性、保険金の支払い状況等の業務の実績、災害に係る情報のほか、窓口業務を担う委託先の紹介や被保険者の声等をウェブサイトや広報誌等を通じて積極的に発信し、森林保険に対する国民各層の認知度向上及び理解の醸成、森林保険の利用拡大を図る。

により、森林保険の統計資料や災害時の特別措置等の森林保険制度に関する情報、グリーンボンド取得を通じたSDGs達成への取組やイベント出展等の社会貢献に関する情報、広報誌「森林保険だより」等の情報を幅広く積極的に発信。

・情報発信力を強化するため、新たに森林保険の解説動画を制作し、普及・加入促進活動の新たなツールとして活用したほか、新たに開設したYouTubeチャンネルでも公開し、広く視覚・聴覚に働きかけることによる効果的な情報発信に努めた。

２　プレスリリースによる情報発信

【機構全体】

機構の成果や取組を広く周知するために、前年度（46件）を大幅に上回る51件のプレスリリースを実施。

【研究開発業務】

・研究成果についてのプレスリリースを44件実施し、マスコミから34件の取材。
・「巨大なゲノムをもつ針葉樹４種のゲノム解読に成功」では、全国各地に造林された樹木のゲノム中の遺伝的変異を知ることができ、遺伝的多様性に配慮した品種開発が期待できることを公表。
・「スギ全染色体の塩基配列解読に成功」では、ゲノムの塩基配列を正確に解読するとともに約5.5万遺伝子を明らかにするなど、針葉樹で最も高精度なゲノム情報であることを公開。
・大きな林業被害や人獣共通感染症に関わるシカの問題については、５件のプレスリリースを実施して広く研究成果をアピール。
・国際的な科学ニュースサイトとして有力なEureckAlart!で海外向けプレスリリースを２件実施。「日本における外来リスの駆除に成功した５つの要因」については海外の記者より取材。

３　イベント等による取組内容（機構全体）

（１）公開講演会・一般公開等のイベント開催による広報活動（別表参照）

【機構全体】

・研究所が開催した公開講演会をはじめ、支所・科学園や各種研究プロジェクトそれぞれにおいて、公開講演会、シンポジウム、森林講座を開催するなど各地で研究成果の発信に努めた。
・新型コロナウイルス感染症の影響がありつつも徐々に対面でのイベントが可能になったことから、事前予約制で参加人数を限定しながら、複数のテーマを準備して施設見学をツアー形式で実施。

（２）外部各種イベントへの出展による広報活動（別表参照）

【機構全体】

「みどりとふれあうフェスティバル」、「アグリビジネス創出フェア2022」、「川崎駅前優しい木のひろば」、「WOODコレクション」など各種の外部開催のイベントに参加。各業務が連携して機構の取組についてブース展示を行い、積極的な広報を実施。

【研究開発業務】

・「花粉発生源対策の現状と課題」、「スギ・ヒノキ花粉削減対策シンポジウム」等の外部主催のシンポジウムや「つくば科学フェスティバル」などのイベントにおいて広く研究成果を広報。

【水源林造成業務】

・地域の林業関係者が幅広く参加する森林管理局の技術研究発表会で大規模山火事跡地の復旧・再生に向けた取組やコウヨウザンの成長量調査について発表するなどし、森林整備技術の普及・啓発への取組結果をウェブサイトに掲載。
・各地域で実施される森林・林業をテーマとしたイベントへの参画を通じて、森林の役割や水源林造成事業の取組等を紹介することで水源林造成事業に係る理解醸成を図った。また、その様子をウェブサイトに掲載した。

【森林保険業務】

・「森林気象害と森林保険」をテーマとした林野庁中央展示において、森林保険が対象としている自然災害の解説を重点的に紹介し、災害対策としての森林保険の理解促進を図った。
・林野庁情報誌「林野」の特集記事において、森林保険制度の概要や被保険者の声等を紹介したほ

た。（評価指標３）。

マスコミ、企業、公共団体、市民からの森林・林業・木材研究に関する問合せに研究者が個別に回答し、国民のニーズに丁寧に応えた（評価指標４）。

計画にない実績として、“夏休み子ども研究相談”の実施、国産トリュフの人工栽培に向けた成果記者発表会のオンライン開催、「持続的な木材利用を支えるエリートツリー」のウッドデザイン賞受賞など、活発に成果を広報・普及するアウトリーチ活動を展開した。

【水源林造成業務】

水源林造成業務では、事業実施の透明性を高めるため、令和３年度の分収造林契約実績を各整備局別に整理してウェブサイトで公開するなどした（評価指標１）。

森林管理局の技術研究発表会で、大規模山火事跡地の復旧・再生に向けた取組やコウヨウザンの成長量調査について発表するなど、森林整備技術の普及・啓発に取組んだ（評価指標３）。

森林整備技術の普及・啓発、事業効果及び効果事例等について、パンフレット、広報誌、ウェブサイトに掲載した動画ファイル等を活用して積極的な広報活動に努めた（評価指標３）。

【森林保険業務】

森林保険業務においては、ウェブサイトやFacebookを活用した情報発信を推進した。

また、情報発信力を強化するため、新たに森林保険の解説動画を制作し、普及・加入促進活動の新たなツールとして活用したほか、新たに開設したYouTubeチャンネルでも公開して広く効果的な情報発信に努めた。（評価指標１）

さらに、林野庁中央展示やイベント出展、広告掲載を通じ、森林保険の理解促進や認知度向上を図るための積極的な情報発信に取り組んだ（評価指標３）

か、日本造林協会や日本林業経営者協会が発行する広報誌に広告を掲載し、森林保険の認知拡大を図った。

（３）刊行物等の紙媒体による広報活動（別表参照）

【機構全体】

定期刊行物及び各種刊行物により、各業務内容や成果等の広報を推進した。特に、業務ごとに広報誌を刊行し、活発な広報活動を行った。

【研究開発業務】

・広報誌「季刊森林総研」（４号刊行）では、「脱炭素化社会に貢献する 木質バイオマスエネルギー」や「カーボンニュートラルへ向けた森林の役割」特集号が研究所の公開講演会とテーマが一致したことで関心が高まり、定期読者に加え 400 件余り増。

・広報誌「季刊森林総研」配布先の拡大に向けて、特集テーマと関係の深い機関や公設図書館等に順次発送を実施（今年度約 1,000 件実施）。

・「林木育種情報」などの情報誌・メールマガジンにより、林木育種センターや各育種場の取組や研究成果の情報発信回数を増加し、林木育種に関する技術等の普及・啓発に努めた。

【水源林造成業務】

・広報誌「季刊水源林」では、より多くの国民に森林機構の役割や取組についての情報を発信。具体的には、地域における水源林造成事業の具体的な取組事例や森林整備技術の普及等に向けた取組等を紹介した記事を掲載し、分収造林契約者（造林地所有者・造林者）、地方公共団体、林業関係団体等への配布やウェブサイトへ掲載。

・森林機構の組織及び水源林造成業務に係るパンフレットを正面入口に常備するとともにウェブサイトにも掲載。

【森林保険業務】

・広報誌「森林保険だより」では、森林経営管理制度における森林保険の活用事例や、森林保険が対象としている災害の解説及び支払事例を中心に紹介し、災害対策としての森林保険の理解促進や意識向上に重点を置いた情報発信を行った。

・既存のパンフレットや広報誌等に加え、新たに制作した森林保険ポスターやミニのぼり旗を活用した普及・加入促進活動を推進した。

４　森林・林業・木材研究に関する問合せ等への対応

【研究開発業務】

・相談窓口を通して、森林・林業・木材研究に関する 960 件の問合せに対応した。そのうちマスコミからの問合せが 393 件、一般市民、民間企業、関係団体、地方自治体等からの問合せが 567 件あり、特に森林の生物や資源の利用に関する取材、問合せが多かった。

・プレスリリースやウェブサイトでの情報発信を受けて多くの取材が行われ、新聞・テレビ・ラジオ・ウェブサイト・雑誌等で、研究所の研究紹介や研究者のコメントが多数報道された。特に「国産トリュフ」の人工発生技術やスマート林業に関わる「４足歩行ロボットの実用化」などについては高い関心が寄せられた。

５　計画にない業務実績

【研究開発業務】

・コロナ禍の取組として令和３年度に開始した“オンライン子ども研究相談”は”夏休み研究相談”として対象範囲を高校生にまで広げて実施。子どもから若い世代の学びを支援するとともに、研究成果の知見などを積極的に普及するアウトリーチ活動を推進した。

・ウッドデザイン賞 2022 の木を活かして森林・林業や地域・社会の持続性を向上させているものを対象としたソーシャルデザイン部門へ「持続的な木材利用を支えるエリートツリー」を応募。ウッドデザイン賞を受賞し、広報普及に大きく貢献。

・「スマート林業の実現に向けて、電動四足歩行ロボットを荷物の運搬などに活用するための実証実験を実施」と「国産トリュフを人工的に発生させることに成功した」では、プレスリリースと同時に記者発表会を開催し、多数のメディアで取り上げられた。トリュフの記者発表会はオンラインで

	実施したことにより、より多くのメディアの参加が実現した。	以上を総合的に勘案し、第４－２に係る自己評価は「A」とする。 ＜課題と対応＞ 当機構の成果の発信力を高め、より的確にターゲットに情報を届ける必要がある。今後、それぞれの広報手段の活用スキルを向上し、各業務に対する理解の醸成を図るために活用する。

主務大臣による評価	評定	A

＜評定に至った理由＞
研究開発業務については、新たに Twitter での情報発信を開始、特に研究成果のプレスリリースは前年度比４割増の発信が認められる。
水源林造成業務については、水源の森林と地域との関わりについて分かりやすく紹介するためウェブサイトでの水源林造成事業の事例紹介や、森林・林業関係のイベントへの参画による森林の役割や水源林造成事業の取組等の紹介を行うとともに、引き続き広報誌を発行し情報発信を行ったことで水源林造成事業に係る理解醸成を図ったと認められる。
森林保険業務においては、新たに森林保険の解説動画の作成、新たに開設した YouTube チャンネルなどの SNS を活用した情報発信、林野庁情報誌への特集記事の掲載や各種イベント出展等による積極的な情報発信を行ったほか、広報誌「森林保険だより」での災害対策としての森林保険に関する情報の発信、各種会議や個別訪問等において効果的な普及、加入促進の実施等が認められる。
以上のような取組を総合的に判断して、計画を上回る成果が認められることから「A」評定とした。

４．その他参考情報
特になし。

別表

	達成目標	基準値		３年度		４年度		５年度		６年度		７年度		（参考情報）当年度までの累積値等、必要な情報
一般公開等　（回数［回］、参加人数［人］）		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
一般公開（研究所）		1	－	1	61	2	178							
一般公開（多摩森林科学園）		－	－	通年	16,583	通年	22,954							
北海道地域一般公開（北海道支所・育種場）		1	－	1	－	1	－							令和３年、４年オンライン開催
一般公開（四国支所）				－	－	1	70							令和３年中止
一般公開　親林の集い（林木育種センター）		1	－	－	－	1	143							令和３年中止
施設見学（学校団体等）（研究所・支所）		－	－	15	342	59	1,217							
公開講演会（研究所）		1	－	1	－	1	509							令和３年オンライン、令和４年ハイブリッド開催
公開講演会（関西支所）		1	－	1	98	1	150							
公開講演会（四国支所）		1	－	1	－	1	55							令和３年オンライン、令和４年実開催
公開講演会（九州支所・九州育種場）		－	－	－	－	1	56							
林木育種成果発表会		1	260	1	300	1	－							令和３年、４年オンライン開催
合同成果報告会（東北支所・東北育種場）		1	－	1	－	1	100							令和３年オンライン、令和４年実開催
シンポジウム（関西支所）		1	－	2	260	1	85							令和３年飛騨、和歌山、令和４年岡山開催
森林とのふれあい 2022（関西育種場）		－	－	－	－	1	99							
特別講演会（関西支所）		－	－	2	100	－	－							令和３年ハイブリッド開催
技術開発成果発表会		1	－	1	72	－	－							
木材利用シンポジウム 2022in 高知（四国支所）		－	－	1	－	－	－							令和３年ハイブリッド開催

森林教室等（回数［回］）		回数	回数	回数	回数	回数	回数	
森林講座（研究所）		1	5	8				令和３年動画、令和４年動画及び実開催
夏休み子ども研究相談（研究所）		－	1	5				令和３年オンライン、令和４年オンライン及び対面
LALA ガーデンつくば キッズデー（研究所）		－	1	1				
現地検討会（関西支所）		－	2	1				令和３年飛騨・和歌山、令和４年岡山開催
森林教室（関西支所・関西育種場）		1	3	7				
森林教室（近畿北陸整備局・関西支所）		－	－	1				
ラジオ放送「東北のもり」（支所・育種場・水源林整備事務所）		6	6	6				
特別観察会（多摩森林科学園）		－	－	3				
立田山森のセミナー（九州支所）		1	－	3				
協賛・後援した催事等（回数［回］）		回数	回数	回数	回数	回数	回数	
みどりとふれあうフェスティバル		－	1	1				令和３年オンライン、令和４年実開催
WOOD コレクション		－	1	1				令和３年オンライン、令和４年実開催
農林水産省主催「アグリビジネス創出フェア」		－	1	1				
林野庁中央展示		3	3	4				
農林水産省の消費者の部屋		－	1	1				
つくばちびっ子博士		－	1	1				
つくば科学フェスティバル		－	－	1				令和３年中止
京博連京都ミュージアムロード		－	1	1				
近畿中国森林管理局:森林(もり)のギャラリー		1	1	1				
九州農政局イベント　しっとっと？国のお仕事		1	－	1				令和３年中止
九州農政局消費者の部屋		1	－	1				令和３年中止
スギ・ヒノキ花粉削減対策シンポジウム		－	1	1				
川崎駅前優しい木のひろば		－	1	1				
エコフェスひたち２０２２		1	－	1				令和３年中止
種子・胞子・組織培養を使った保全フォーラム：小笠原の絶滅危惧種に注目して		－	－	1				
金時際		－	－	1				令和３年中止
森林を考える岡山県民のつどい		1	－	1				令和３年中止
水都おおさか森林の市		1	－	1				令和３年中止
儲かる林業を実現する岡山懇話会		－	－	1				
北方森林学会(オンライン)		－	－	1				
北海道森林管理局主催「技術開発成果発表会」		－	－	1				
牧野植物園巡回展「つなげ！高知の少ない生き物たち」		－	1	－				単年度開催
こうち環境博 2022		－	1	－				単年度開催

科博連サイエンスフェスティバル			－		1		－							単年度開催
定期刊行物（発行回数［回］、発行部数［部］）		回数	部数	回数	部数	回数	部数	回数	部数	回数	部数	回数	部数	
森林総合研究所研究報告（研究所）		4	4,720	4	4,980	4	5,000							
季刊森林総研（研究所）		4	23,730	4	32,000	4	32,000							
環境報告書（研究所）		1	2,247	1	－	1	－							
研究成果選集（研究所）		1	2,405	2	3,000	1	2,600							令和３年度よりウェブ掲載
北の森だより（北海道支所）		－	－	2	2,200	2	2,200							
フォレストウインズ（東北支所）		－	－	4	4,000	4	4,000							
四国の森を知る（四国支所）		－	－	2	1,900	2	1,800							
研究情報（関西支所）		－	－	4	8,800	4	8,000							
九州の森と林業（九州支所）		－	－	4	6,000	4	5,800							
林木育種の実施状況及び統計（育種センター）		1	315	1	400	1	400							
林木育種情報（育種センター）		3	10,339	3	10,900	3	10,500							
年報（研究所、支所、育種センター、育種場）		－	－	13	－	8	－							
北海道育種場だより		1	－	2	600	2	428							ウェブ掲載
東北の林木育種		4	－	3	3,600	3	3,600							
関西育種場だより		3	－	3	927	3	927							
九州育種場だより		2	－	2	670	2	700							
広報誌「季刊水源林」		4	－	4	16,000	4	12,000							
森林整備センターパンフレット		－	－	6	－	8	－							
水源林造成事業パンフレット		－	－	5	－	8	－							
広報誌「森林保険だより」		4	24,400	4	24,800	4	24,800							
広報誌「森林保険だより」特別号		－	－	1	1,000	1	1,760							
森林保険パンフレット（令和元年度版）増刷		－	－	1	30,000	－	－							
森林保険パンフレット（令和３年度版）		－	－	1	130,000	－	18,030							
森林保険通信(メール配信・ウェブ掲載)		－	－	9	－	4								
森林保険ポスター		－	－	1	5,000	1	5,000							
非定期刊行物(ISBN 登録分)（研究所）［回］		回数		回数		回数		回数		回数		回数		
森林保険広告掲載			－		5		4							
ウッドデザイン賞 2022 応募（ウッドデザイン賞受賞）			－		－		1							

１．当事務及び事業に関する基本情報			
第４－３	第４　その他業務運営に関する重要事項 ３　ガバナンスの強化		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省５－⑪、⑲ 行政事業レビューシート番号：2023-農水-22-1116、2023-農水-22-1919、2023-農水-22-1907

２．主要な経年データ

指標等	達成目標	基準値（※１）	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	（参考情報）
該当なし								

※１　前中長期目標期間の平均値

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画
（１）内部統制の充実・強化 内部統制については、効果的かつ効率的に業務を運営していけるよう、内部統制システムの有効性を確認しながら、PDCA サイクルが有効に働くマネジメントを適切に行うことが重要である。 このため、関係通知や業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制の更なる充実・強化及び着実な運用を図る。また、法人の目標や各業務の位置付け等について役職員の理解を促進し、役職員のモチベーションの一層の向上が図られるよう取り組む。 新たな感染症の流行を含めた各種リスクへの適切な対応のためのリスク管理の強化を図るとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。また、監査従事職員の資質の向上を図ることにより、内部監査を効率的・効果的に実施する。 **（２）コンプライアンスの推進** 森林研究・整備機構に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識の向上を図る。 特に、研究活動における不適正行為については、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進する。 また、コンプライアンス確保のために PDCA サイクルの取組の徹底など必要な取組が充分に機能するよう、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催する。	**（１）内部統制の充実・強化** 関係通知や業務方法書に定めた事項を適正に実行することとし、森林研究・整備機構の「内部統制の基本方針」に基づき、理事長のリーダーシップの下、研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制システムの着実な運用を図る。また、森林研究・整備機構の目標や各業務の位置付け等に関する役職員の理解を促進し、モチベーションの向上につなげる。 新たな感染症の流行を含めた各種リスクの発生防止及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図り適正な業務の実行を確保するため、リスク管理の強化を図ることとし、常にリスクの洗い出し等を行うとともに、業務継続計画等を必要に応じて見直すこととする。 また、監事及び監査法人等との連携強化を図るとともに監査従事職員等の資質向上を図りつつ、PDCA サイクルの取組の徹底など、内部監査を効率的・効果的に実施する。 **（２）コンプライアンスの推進** 役職員は、森林研究・整備機構の使命達成のため、「行動規範」及び「職員倫理規程」等を遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行する。 このため、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、PDCA サイクルの取組の徹底など、毎年度の取組方針を定め、これに基づきコンプライアンスの確保を図る。 また、研究活動における不適正行為を防止するため、政府が示したガイドライン等を踏まえ、不正防止計画等の対策を着実に推進する。

主な評価軸（評価の視点）、指標等

評価の視点	評価指標
＜評価の視点１＞ ・各業務の特性に応じた内部統制システムの着実な運用が図られているか。 **＜評価の視点２＞** ・法人におけるコンプライアンス徹底のための取組、研究上の不適正行為を防止するための取組が適切に行われているか。	**（評価指標１）** １　内部統制システムの着実な運用の取組状況 **（評価指標２）** １　法令遵守などのコンプライアンスの取組状況

年度計画	法人の業務実績等・自己評価	
	業務実績	自己評価
	＜主要な業務実績＞	評定　B
第４　その他業務運営に関する重要事項 **３　ガバナンスの強化**		＜評定と根拠＞
（１）内部統制の充実・強化 各業務の特性に応じた内部統制システムの着実な運用を図るとともに、森林研究・整備機構の目標や各業務の位置付け等に関する役職員の理解を促進するための取組を行い、モチベーションの向上につなげる。	**（評価指標１）** **１　内部統制システムの着実な運用の取組状況** 法人のガバナンス機能の強化を図るため、内部統制に関する事項を定めた理事会規程に基づき、理事会の適切な運営に努めた。 また、コンプライアンス、リスク管理に係る規程類に基づき、機構内各業務の関係部局との連携強化に努めた。特にリスク管理においては、リスクを再評価し、次年度の計画に反映させ、継続的に業務改善を行うとともに、リスクレベルの評価を加えたリスク管理の手法の一部導入を決定した。	理事会の適切な運営に努め、機構内各業務の関係部局との連携強化に努めた。 コンプライアンスに関しては、３業務ごとに設けた推進委員会で取組方針を決定しつつ、計画的に業務を進めており、年度末には理事長へ取組結果を報告した。 リスク管理においても、同様に３業務ごとのリスク管理委員会での審議結果を、機構リスク管理委員会へ報告した。（評価指標１）。
新たな感染症の流行を含めた各種リスクの発生防止及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図り適正な業務の実行を確保するため、リスク管理の強化を図ることとし、常にリスクの洗い出し等を行うとともに、業務継続計画等を必要に応じて見直すこととする。	さらに、新型コロナウイルス感染症対策については、機構の対策実行本部により感染状況や政府の対策等を踏まえた対策を検討し、各業務において実行に移した結果、職場内クラスターなどによる停滞は発生せず、業務の継続に支障を及ぼすことはなかった。	新型コロナウイルス感染症対策については、機構の対策実行本部により感染状況や政府の対策等を踏まえ実行した（評価指標１）。
また、監事及び監査法人等との連携強化を図るとともに、各種研修への参加等により監査従事職員等の資質向上を図りながら、PDCA サイクルの取組の徹底など、内部監査を効率的・効果的に実施する。	監事及び会計監査人においては、監事の業務監査の有効性を高めるため、監査計画の策定、期中監査の実施状況及び決算監査における取りまとめ報告について、各段階で意見交換を行いながら密接な連携強化を図った。また、監査従事職員を以下の各種講習会等に参加させ、情報を収集するなど資質向上を図りながら、各部門において PDCA サイクルの下、内部監査を効率的・効果的に実施した。 ・会計検査院主催「第 41 回政府出資法人等内部監査業務講習会」 ・（財）経済調査会主催「公共調達と会計検査・公共工事と会計検査講習会」 ・内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター政府機関総合対策グループ主催「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」について	監査従事職員を各種講習会等に参加させ、得た知見の活用を図りながら、内部監査を効率的・効果的に実施した（評価指標１）。
（２）コンプライアンスの推進 役職員は、森林研究・整備機構の使命達成のため、「行動規範」及び「職員倫理規程」等を遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行する。 このため、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、PDCA サイクルの取組の徹底など、取組方針を定め、これに基づきコンプライア	**（評価指標２）** **１　法令遵守などのコンプライアンスの取組状況** 研究開発業務・水源林造成業務等・森林保険業務の各業務が実施する事務及び事業の具体的内容が大きく異なることから、それぞれの業務ごとに外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、その中で決定した方針に基づき一年間取り組み、その取組状況について点検・評価した上で、次年度の取組方針へ反映させた。特に、コンプライアンスの意識向上に向けた取組には、職員の身近で具体的な事例を掲載した業務ごとに作成の「コンプライアンス・ハンドブック」を役職員に配布し、周知を行った。 また、改正公益通報者保護法の施行に伴い、保護される通報者の範囲等を改正した公益通報処理規程を、各種会議や所内電子掲示板を通じて役職員への周知を図るとともに、内部通報に適切に対応するために必要な体制を整備した。	コンプライアンス推進委員会を開催し、その中で決定した方針に基づき、コンプライアンスに関連する研修、コンプライアンス意識調査の実施・分析、公益通報窓口等の周知徹底などの取組を行った。 新たにハラスメントや勤務条件に関する相談を受け付ける外部窓口を設置し、相談者の心理的ハードルを下げることができた。

ンスの確保を図る。	研修については、新型コロナウイルス感染拡大の防止に配慮しつつ、対面とウェブを活用した階層別研修等を実施するとともに、実施後はｅラーニングにより理解度チェックを行った。 国立研究開発法人協議会が提唱した12月を「コンプライアンス推進月間」とする取組に機構として参加し、役員より全職員へメッセージを発したほか、ポスター掲示並びにコンプライアンス標語募集を実施するなどの意識強化の取組を行った。各業務とも標語の応募数は年々増加しており、優秀標語の掲示などを通じ、これらの取組が職員に根付くよう努めた。 **【研究開発業務】** （１）主な研修 ・管理者等向けハラスメント防止研修（管理職のほか室長や、課長補佐、係長等、部下を持つ可能性のある者を対象とした。） ・公的研究費等に関するコンプライアンス教育研修（役職員全員のほか、研修生等で公的研究費等（運営費交付金を含む）による経費の支給を受ける者（可能性のある者を含む。））。 ・情報セキュリティ教育研修（役職員全員及び研修生等） ・研究倫理研修（研究に関わる役職員及び日本学術振興会特別研究員） ・発注者綱紀保持に関する研修（発注事務を担当する役職員） ※研修生等には、研修生、日本学術振興会特別研究員及び派遣職員など、当機構との雇用関係がない者で、当該業務に関わる者も含む。 ※育児休業等、事情により受講できなかった者は除く。 （２）主な取組状況 ○コンプライアンス意識向上の取組 ・コンプライアンス意識調査の実施、分析を行い、その内容について各組織に周知し注意を喚起した。 ・ハラスメント被害に柔軟に対応するため、令和４年度から弁護士による外部苦情相談窓口を設置し、被害者が相談しやすく、かつ相談先を選択できる体制を整備した。 ・コンプライアンス意識調査の結果、非常勤職員の公益通報制度や苦情相談窓口の認知度が低いことが判明したため、全非常勤職員あてに各種窓口の連絡方法等の案内を送付した。 ・管理者等向けハラスメント防止研修の理解度を高めるため、ｅラーニングを作成し受講させた。 ○風通しの良い職場づくりの取組 ・公益通報制度の活用を推進するため、職場内にポスターを掲示するとともに、会議や研修等の場で周知を図った。 **【水源林造成業務】** （１）主な研修 ・「コンプライアンス・ハンドブック」を使用した研修（新規採用職員） ・公益通報制度に関する研修（役職員全員） ・ｅラーニングによるハラスメント研修（役職員全員） ・「コンプライアンス推進の心得」を使用した研修（新任管理職） ・情報セキュリティ研修（役職員全員） ・各地域で開催の著作権研修等（実務担当者等） ※育児休業等、事情により受講できなかった者は除く。 （２）主な取組状況 ○コンプライアンス意識の向上を図る取組 ・改定した「緑の行動規範」をウェブサイトに掲載し周知することで、コンプライアンス意識の向上に努めた。 ・コンプライアンス・ハンドブックを活用して職場内学習を行うことにより、コンプライアンスに対する理解と意識の向上を図った。 ・公益通報制度の改正等に伴い、コンプライアンス・ハンドブックの公益通報及び苦情相談窓口対応フローを改定し、通報及び相談できる体制について改めて周知を図った。	様々な取組を通じ、職員のコンプライアンス意識の向上につなげた（評価指標２）。

	・毎月発行しているニュースレターに掲載した最近のコンプライアンス違反事例の記事等を題材に、各職場内でディスカッションを行った。 ・各職場におけるコンプライアンスの取組目標・取組結果を四半期ごとに取りまとめ幹部会に報告するとともに、各職場にもフィードバックし情報共有を図った。 ・各職場でのディスカッションを通じてコンプライアンス意識の向上を図った。 ○風通しの良い職場づくりの取組 ・「コミュニケーションスキルの向上」、「モチベーションの向上」、「定時退所の促進」、「メンタルヘルスの向上」、「ハラスメント対策」など、より良い職場環境づくりに資する取組を継続して進めた。 ・「公益通報窓口・苦情相談窓口」の連絡先を記したビラを職場内に掲示し、周知を図った。 ○コンプライアンス自己診断（10 月） ・役職員全員を対象に法令遵守や倫理の保持等を定めた「緑の行動規範（10 原則）」の自己評価を実施することで、コンプライアンスの浸透・定着状況を確認した。このことにより、個々人の行動規範に対する意識の維持・向上を図った。 ○コンプライアンス推進月間（12 月）の活動 ・役職員全員を対象にｅラーニングによる研修及びコンプライアンス理解度テストを実施し、ハラスメント及びコンプライアンスに対する認識を深め意識の向上を図った。 **【森林保険業務】** （１）主な研修 ・コンプライアンス及びハラスメント研修（全職員） ・情報セキュリティ研修（全職員） ※育児休業等、事情により受講できなかった者は除く。 （２）主な取組状況 ○コンプライアンス意識向上の取組 ・全職員を対象にコンプライアンス行動規範の自己診断を実施し、コンプライアンス意識の向上を図った。 ○コンプライアンス違反を未然に防ぐ風通しの良い組織づくり ・コンプライアンスに関する題材をもとに、各課室において四半期ごとに意見交換会を実施し、各職員の考えや問題意識を共有することで、課室内の意思疎通を図り良好な職場環境づくりに努めた。 ・業務上のリスク項目を取りまとめた「危険予知活動実践表」をもとに全職員が自己点検を実施し、危機管理意識の向上を図った。 ・「公益通報窓口・苦情相談窓口」のポスターを掲示するとともに、会議や研修等の場で周知を図った。	
また、研究活動における不適正行為を防止するため、政府が示したガイドライン等を踏まえ、不正防止計画等の着実な推進に努める。	今年度は、APRIN（（一財）公正研究推進協会）の研究倫理教育ｅラーニングの受講対象となる新規採用の研究者全員に受講を完了させた。 また、統合イノベーション戦略推進会議において令和３年４月 27 日に決定された「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」に対応すべく、研究倫理研修（10 月 13 日開催）において「研究インテグリティの概要と最近の動向」と題して中田修二教授（東海大）に講演をいただいた。研究インテグリティに関して、上述の新たなリスクへの対応体制について関係各所と協力し、新たな観点から研究及び研究費の不正防止に取り組んだ。 規程の理解不足等により、意図せずに研究倫理に抵触する事案があったことから、これを研究倫理研修の題材とするなどにより役職員の意識の向上を図った。 研究費の使用については、適正な物品購入のため研究課題ごとに、物品等購入計画書の提出を徹底し、要求時及び契約時に内容審査を適切に実施した。 また、「公的研究費等の不正防止に向けて」、「公的研究費の事務手引き」、「科学研究費助成事業経理事務手引き」を最新の情報となるよう見直すとともに、不正防止に関する教育研修及び事務説明会	研究倫理教育ｅラーニングの受講や、「研究インテグリティの概要と最近の動向について」の講演を行うなど、最新の動向を踏まえ、研究（費）不正防止に取り組み、受講率は 100%となった。 研究費の使用については、要求時及び契約時に内容審査を厳正に実施し、適正使用につなげた（評価指標２）。

	の開催、理解度テストの実施により周知徹底を図り、不正防止計画の着実な推進に努めた。	以上を総合的に勘案し、第４－３に係る自己評価は「B」とする。 ＜課題と対応＞ 引き続き中長期計画に沿って取り組む。

主務大臣による評価	評定	B
＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		

４．その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
第４－４	第４　その他業務運営に関する重要事項 ４　人材の確保・育成		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省５－⑪、⑲ 行政事業レビューシート番号：2023-農水-22-1116、2023-農水-22-1919、2023-農水-22-1907

２．主要な経年データ

指標等	達成目標	基準値（※１）	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	（参考情報）当年度までの累積値等、必要な情報
評価指標１に係るもの								
年度当初の常勤職員数［名］								
研究開発	―	747	766	769				各年度当初の４月１日現在の職員数
水源林造成業務	―	354	347	354				〃
森林保険	―	31	31	32				〃
研修件数［件］	―	55	76	108				
研修受講者数［名］	―	7,416	10,860	12,880				
免許・資格取得者数［名］	―	14	13	18				
評価指標３に係るもの								
ラスパイレス指数（一般職員）	―	101.1	100.9	100.6				
ラスパイレス指数（研究職員）	―	100.1	100.2	99.2				

※１　前中長期目標期間の最終年度の実績値

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画
（１）人材の確保・育成 業務を効率的かつ効果的に推進するため、「人材確保・育成方針」を策定し、職員の適切な配置等を図る。 研究開発業務においては、国籍や性別を問わず、若手や異業種・異分野などの多様な研究者や技術者、知的財産や情報セキュリティ等に関する高度な専門性を有する人材の確保に努める。このほか、研究成果の社会実装化を推進するため、新たなニーズに対応する異分野との連携の必要性が拡大したこと等を踏まえ、他組織との人的連携の一層の強化を図る。 水源林造成業務においては、新卒者の採用に加え必要に応じて即戦力となる社会人経験者の採用も図るなど、必要な人材を確保する。 森林保険業務においては、新卒者の採用に加え、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。 また、個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、職員を様々なキャリアパスに誘導するよう努める。特に研究職員については、産学官を結集したプロジェクトをマネジメント可能な人材の育成を図るとともに、研究者の流動化や人材交流等によりスキルアップを図る。	**（１）人事に関する計画** 業務を効率的かつ効果的に推進するため、職員の適切な配置等を実施する。 大学での林学・林産学の研究分野が改廃され、大学院への進学者数が減り、我が国の当該分野の研究基盤が揺らいでいる中で、分野・業種をまたがったイノベーションの推進が必要になっている。そのため、研究開発業務においては、国内最大の森林・林業・木材産業及び林木育種分野の試験研究機関として、基礎から応用にわたる研究開発を支える人材を確保し、またその成果の創出・イノベーション推進のため、国籍や性別を問わず、若手や異業種・異分野などの多様な研究者や技術者、知財、情報セキュリティ等高度な専門性を有する人材の確保・育成に努める。 水源林造成業務においては、新卒者の採用に加え必要に応じて即戦力となる社会人経験者の採用も図るなど、必要な人材を確保する。 森林保険業務においては、新卒者の採用に加え、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。 **（２）職員の資質向上** 職員個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、職員を様々なキャリアパスに誘導するよう努める。 研究職員については、社会ニーズを把握し、産学官を結集したプロジェクトをマネジメント可能な人材を育成するとともに、大学や民間企業等との人材交流や研究者の人材流動化等による研究者個々のスキルアップを図る。さらに、オープンサイエンス化を見据えた情報公開に向けて、研究データを専門的に取り扱える人材の育成を推進する。 一般職員については、必要な各種資格の計画的な取得を支援する。特に、水源林造成業務や森林保険業務では、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。

（２）人事評価システムの適切な運用 職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。その際、研究職員の評価は、研究業績のみならず、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、技術移転活動への貢献等を十分に勘案したものとする。また、一般職員等の評価は、国が実施する評価制度に準じたものとする。 人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。 **（３）役職員の給与水準等** 役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とし、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。	**（３）人事評価システムの適切な運用** 職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。 研究職員の業績評価については、研究業績、学術団体等関係機関との連携、行政及び民間・企業等への技術移転等の研究開発成果の最大化に係る活動並びに機構の管理・運営業務等の実績を十分に勘案して行う。また、一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。 人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。 **（４）役職員の給与水準等** 役職員の報酬・給与については、職務の特性や国家公務員の給与等を勘案した支給水準とし、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。

主な評価軸（評価の視点）、指標等	
評価の視点	評価指標
＜評価の視点１＞ ・各業務において、必要とする人材を確保しているか。 ・各種研修等を計画的に実施し、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成しているか。 **＜評価の視点２＞** ・職員の業績及び能力評価を適切に行っているか。 ・研究職員については、研究業績のみならず、研究開発効果の行政施策や技術移転活動等への貢献に応じた評価を行っているか。また、人事評価結果を適切に処遇へ反映しているか。 **＜評価の視点３＞** ・給与水準は適切に維持され、説明責任が果たされているか。	**（評価指標１）** 1　研究開発業務における多様な人材の確保、育成するための取組状況 2　水源林造成業務、森林保険業務の適正な実施に必要な職員数を確保しているか 3　職員の研修等を計画的に行っていること 4　各種研修の実施状況 **（評価指標２）** 1　人事評価の実施状況 2　人事評価結果の処遇への反映状況 **（評価指標３）** 1　ラスパイレス指数

年度計画	法人の業務実績等・自己評価	
	業務実績	自己評価
第４　その他業務運営に関する重要事項 **４　人材の確保・育成** 業務の円滑な運営のために人材の確保・育成方針を策定し、機構の持つ人的資源の活用の最大化に取り組む。 **（１）人事に関する計画** 業務を効率的かつ効果的に推進するため、職員の適切な配置等を実施する。 研究開発業務においては、基礎から応用にわたる研究開発を支える人材を確保する。国籍や性別を問わず、若手や異業種・異分野などの多様な研究者や技術者、知財、情報セキュリティ等高度な専門性を有する人材の確保・育成に努める。	＜主要な業務実績＞ **（評価指標１）** **1　研究開発業務における多様な人材の確保、育成するための取組状況** **【研究開発業務】** 優れた人材を確保するために以下の対策を行い、研究職員については、女性７名（うちテニュア型任期付２名）、男性 19 名（うちテニュア型任期付６名）を採用した。一般職員については、新たに 10 名（女性６名、男性４名）を採用した。 ・ウェブサイトへ公募案内を掲載した。また、一般職員の令和５年４月期の採用にあたり、就職情報サイトへの募集案内を掲載した。 ・関連する大学、都道府県研究機関及び科学技術振興機構研究者人材データベースに募集案内の公告掲示を依頼し広く公募した。 ・英文の公募案内を作成し、優れた人材の確保を図った。 ・専門的研究実績を有する者が少ない研究分野に対しては、博士号未取得者をテニュア型任期付職員として募集することで人材の確保に努めるとともに、研究推進に不可欠な技術や情報取得の指導を通じた人材育成を図った。	評定　B ＜評定と根拠＞ 左記の業務実績のとおり、人材の確保・育成について、当初計画に記載した取組を着実に実施した（評価指標１－１）。

水源林造成業務においては、新卒者の採用に加え、必要に応じて即戦力となる社会人経験者の採用も図るなど、必要な人材を確保する。 森林保険業務においては、新卒者の採用に加え、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。	**2　水源林造成業務、森林保険業務の適正な実施に必要な職員数を確保しているか。** **【水源林造成業務】** 水源林造成業務の確実な実施に必要な職員を確保するため、ウェブサイト及び就職情報サイトへ募集案内の掲示を行うとともに、職員採用パンフレットを各所へ配布し、新卒者 14 名（女性３名、男性 11 名）を採用するとともに、社会人経験者２名（女性１名、男性１名）を採用した。 **【森林保険業務】** 森林保険業務の確実な実施に必要な職員を確保するため、林野庁、損害保険会社及び全国森林組合連合会からの出向により、林業経営や森林被害、損害保険等に精通した人材を確保した。	水源林造成業務及び森林保険業務については、新卒者、社会人経験者及び林野庁等からの出向等により、業務の確実な実施に必要な人材を確保した。（評価指標１－２）
（２）職員の資質向上 職員個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、職員を様々なキャリアパスに誘導するよう努める。	**3　職員の研修等を計画的に行っていること** 国や独立行政法人等が主催する各種研修、技術講習会やセミナーなどに職員を参加させるとともに、所内ｅラーニングを活用し全職員を対象とするコンプライアンス研修やハラスメント防止研修等の受講を義務づけ、職員の資質向上を図った。 **4　各種研修の実施状況** ○研究開発業務における研修等受講者数 研修件数　59 件　　受講者数　9,574 名（詳細は別表１参照） ○水源林造成業務における研修等受講者数 研修件数　39 件　　受講者数　3,007 名（詳細は別表２参照） ○森林保険業務における研修等受講者数 研修件数　10 件　　受講者数　299 名（詳細は別表３参照） 計　108 件　　延べ　12,880 名 **【研究開発業務】** 一般職員の新規採用者を対象に、研究開発業務への理解を深めるため、研究所内の施設や試験地等の現場見学を実施した。 研究職員と一般職員の相互理解促進策の一環として、若手研究職員を対象に、企画部と総務部で行っている研究支援業務の業務体験を実施した。 以下により、若手研究職員を中心に人材の育成を図った。 ・分野横断的な研究・プロジェクト形成と、これに伴うリーダー等の育成のため、昨年度発足したデータサイエンス及び森林サービス産業に関する分野横断的研究会主催の活動に関して、研究会の範囲にとどめず、より広範な活動展開と関連人材育成のため、セミナーの一部を研究企画科主催の領域横断型セミナーを合同で開催し、研究活性化を促進した。 ・研究所の国際化に対応するため、一般職を対象とした英語研修を開始し、研究支援業務に必要な語学能力向上を図った。研究職員に対してはオンラインによる英語プレゼンテーション研修の機会を提供し、引き続き発表及び会話能力の向上を図った。 ・運営費交付金による所内の競争的研究（交付金プロジェクト２）により、新規採用者を含む若手職員の課題提案促進と担当研究ディレクターや領域長による提案内容への指導を行い、採択 10 課題中９課題の採択につなげた。 ・所内短期技術研修により、各地の拠点に在籍する研究者の交流を通じたて研究能力の向上を図った。 ・任期付研究員のテニュア審査対象者（７名）の指導に取り組み、辞退者１名を除き全員がテニュア審査に合格した。	各種研修等については、外部研修の他にも、所内ｅラーニングを活用し全職員に各種研修受講を義務づけ、研修機会を増やすことによって、職員の資質向上を図った。 加えて、 ・一般職員を対象とした英語研修を実施し、語学能力向上を図った。 ・一般職員新規採用者の試験地等現場見学を実施し、研究開発業務の理解の促進を図った。 ・若手研究職員を対象として、一般事務等の研究支援業務体験を実施し、相互理解の促進を図った。 更に、データサイエンス及び森林サービス産業に関する分野横断的研究会セミナーと領域横断型セミナーを合同開催し、新たな分野横断的な研究・プロジェクト形成とリーダー等の育成を図った（評価指標１－３）。
研究職員については、社会ニーズを把握し、産学官を結集し	研究開発業務の人材を育成するため、以下の取組を行った。 ・新たに京都府立大学との連携協定を結び、５年度以降の連携教員派遣の準備を進めた。	連携大学院制度による新たな連携協定を締結するなど大学との連携強化を図った。また、引き続きクロス

たプロジェクトをマネジメント可能な人材を育成するとともに、大学や民間企業等との人材交流や研究者の人材流動化等による研究者個々のスキルアップを図る。	・筑波大学とは新たに１名の連携教員を増員し、連携強化を図るとともに、千葉大学、東京大学、三重大学との連携を継続した。 ・筑波大学とはクロスアポイントメント協定による１名の在籍派遣を継続した。	アポイントメントを実施した。（評価指標１－３）。
さらに、オープンサイエンス化を見据えた情報公開に向けて、研究データを専門的に取り扱える人材の育成を推進する。	オープンサイエンス化に対応し研究職員の発表論文を公表するため、機関リポジトリの構築の準備をした。特に、４年度はリポジトリ公開先の JAIRO Cloud の５年度運用開始に向け、機構が先行移行機関の対象となったため、公開システムの構築を加速した。 ※　オープンサイエンス化 論文や論文の根拠データなどの学術情報をインターネットから無料で入手でき、誰でも制約なくアクセスできるようにすること。 ※　機関リポジトリ 生産された研究成果等を電子的に収集・蓄積・保存し、内外に無償で発信・提供することにより、学術研究の発展に資するとともに、社会に貢献するためのシステム。 ※　JAIRO Cloud 国立情報学研究所とオープンアクセスリポジトリ推進協会が共同運営しているクラウド型の機関リポジトリ環境提供サービスであり、現在日本国内の大学、研究機関等 681 機関が参加している。	
一般職員については、必要な各種資格の計画的な取得を支援する。特に、水源林造成業務や森林保険業務では、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。	**【研究開発業務】** 研究業務及び研究支援業務の遂行のために、「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所等国家資格等の取得に関する取扱い要領」に基づき、新たに必要となる免許及び資格を確実に取得させるとともに、各種の講習会等に参加させることによって、職員の資質の向上を図った。 ○研究開発業務における免許取得者数 危険物取扱者（甲種）（１名）、危険物取扱者（乙種第４類）（３名）、第一種衛生管理者（１名）、わな猟免許（１名）、特別管理産業廃棄物管理責任者（３名）、第二種電気工事（２名） 大型特殊免許（１名）　合計 12 名 ○研究開発業務における技能講習会等参加者数 21 種の技能講習会等に延べ 60 名が参加した（詳細は別表４参照）。 **【水源林造成業務】** 業務の円滑な遂行に資するために、「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター国家資格等の取得に関する取扱要領」に基づき、業務遂行に必要な免許及び資格取得の促進に努めるとともに「森林整備センターにおける人材育成の基本方針」に基づき、官庁等が主催する外部研修会等に職員を参加させ資質の向上を図った。 ○水源林造成業務における免許取得者数 森林情報士（森林 GIS1 級）（1 名）、技術士（森林部門）（3 名）、2 級土木施工管理技士（1 名）、わな猟免許（1 名）、合計 6 名 ○水源林造成業務における外部研修会等参加者数 研修件数　19 件　受講者数　27 名（詳細は別表５参照） **【森林保険業務】** 職員の資質向上を図り業務の円滑な遂行に資するため、「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センター国家資格等の取得に関する取扱要領」に基づき、業務遂行に有用な資格取得の促進に努めるとともに、「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センター職員研修要領」に基づき	

	職員の研修計画を作成し、官公庁等が主催する外部研修会等に職員を参加させ、職員の資質の向上を図った。 ○森林保険業務における外部研修会等参加者数 研修件数　７件　受講者数　９名（詳細は別表６参照）	
（３）人事評価システムの適切な運用 職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。 研究職員の業績評価については、研究業績、学術団体等関係機関との連携、行政及び民間・企業等への技術移転等の研究開発成果の最大化に係る活動並びに機構の管理・運営業務等の実績を十分に勘案して行う。 また、一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。 人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。	**（評価指標２）** **１　人事評価の実施状況** 一般職員等の人事評価については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施した。 **【研究開発業務】** 研究職員の業績評価については、「研究職員業績評価実施規程及び研究職員業績評価実施要領」に基づき、研究業績、学術団体等関係機関との連携、行政及び民間・企業等への技術移転等の研究開発成果の最大化に係る活動並びに機構の管理・運営業務等の実績を十分に勘案して行った。 一般職員については８月、研究職員については１月に評価者訓練を実施した。 **【水源林造成業務】** ６月及び７月に新任管理職を対象に評価者研修を実施した。また、２月に管理職登用後一定期間を経た者を対象に、評価スキルの向上、被評価者の指導に必要な知識、コミュニケーションスキルの向上を目的とした評価者再研修を実施した。 **【森林保険業務】** ８月に新任管理職を対象に評価者研修を受講させた。 **２　人事評価結果の処遇への反映状況** 人事評価結果については、昇任、昇格、昇給、勤勉手当の成績率判定に活用した。	評価システムの適切な運用についても、左記の業務実績のとおり、当初計画に記載した取組を着実に実施した（評価指標２－１及び２－２）。
（４）役職員の給与水準等 役職員の報酬・給与については、職務の特性や国家公務員の給与等を勘案した支給水準となるよう取り組むとともに、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。	**（評価指標３）** **１　ラスパイレス指数** 法人の給与体系については、国家公務員における「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して職員給与規程を規定しており、手当を含め役職員給与の在り方について検証した上で給与水準の見直しを行い、国家公務員と同等の水準となるようにした。この結果、令和４年度のラスパイレス指数については、事務・技術職員は 100.6、研究職員は 99.2 となった。検証結果や取組状況については、６月末に「国立研究開発法人森林研究・整備機構の役職員の報酬・給与等について」により、ウェブサイト上で公表した。 （事務・技術職員）　対国家公務員（行政職）　100.6 （研究職員）　対国家公務員（研究職）　99.2	役職員の給与水準等についても、左記の業務実績のとおり、当初計画に記載した取組を着実に実施した（評価指標３）。 以上を総合的に勘案し、第４－４に係る自己評価は「B」とする。 ＜課題と対応＞ 給与水準については、国家公務員の水準と同程度となるよう努める。

主務大臣による評価	評定	B
＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		

４．その他参考情報
特になし。

別表１　研究開発業務における研修等受講者数

No.	研　修　名	受講者数（名）
1	新規採用者研修	31
2	英語プレゼンテーション能力向上研修	6
3	所内短期技術研修	2
4	英語研修（一般職員）	7
5	日本語ビジネスコミュニケーション講座	1
6	新採用総合研修（森林技術総合研修所）	25
7	チェーンソー伐木造材技術（初級）研修	1
8	特用林産研修	1
9	農林水産関係研究リーダー研修	4
10	農林水産関係中堅研究者研修	3
11	農林水産関係若手研究者研修	2
12	農研機構全職種管理者研修	7
13	農研機構チーム長等研修	5
14	農研機構主査等研修	4
15	政府関係法人会計事務職員契約管理研修	1
16	政府関係法人会計事務職員研修	2
17	公文書管理研修Ⅰ	3
18	公文書管理研修Ⅱ	6
19	第231回農林交流センターワークショップ「次世代シーケンサーのデータ解析技術」	1
20	知的財産権研修（初級）（第１回）	1
21	マイナンバー実務セミナー	1
22	政策評価に関する統一研修（講義型研修）	2
23	英語研修（研究交流センター）	4
24	情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修（北海道）	2
25	行政手続・行政不服審査制度の運用に関する研修会	2
26	英語研修（北海道支所）	3
27	評価・監査北海道セミナー	1
28	外国語研修（英語）（東北支所）	1

29	企業内人権啓発推進員研修会・京都府企業内人権問題啓発セミナー	1
30	情報公開・個人情報保護・公文書管理制度の運用に関する研修（近畿）	3
31	安全管理者選任時研修	1
32	情報公開・個人情報保護・公文書管理制度の運用に関する研修（四国）	1
33	図書館等職員著作権実務講習会	1
34	特別管理産業廃棄物管理責任者講習会	1
35	英語研修(九州支所)	2
36	一般職員等に対する技術研修会	15
37	英語研修（林木育種センター）	4
38	一般職員等に対する海外協力研修	4
39	中国地区幹部・管理職員ハラスメント防止研修	2
40	若手職員向け現地研修会	3
41	研究倫理教育ｅラーニング（eAPRIN）受講	25
42	放射線業務従事者教育訓練	15
43	遺伝子組替え実験教育訓練	65
44	化学物質等の管理に関する教育訓練	506
45	管理者等向けハラスメント防止研修	373
46	研究倫理研修会	543
47	知財セミナー	100
48	公的研究費等に関するコンプライアンス教育研修	1,136
49	第１回情報セキュリティ教育研修	1,015
50	第２回情報セキュリティ教育研修	387
51	障害者差別解消に関する研修	880
52	公文書管理に関する研修	754
53	個人情報保護に関する研修	884
54	発注者綱紀保持に関する研修	560
55	海外安全講習会	84
56	第38回ダイバーシティ推進セミナー「筑波研究学園都市でのキャリアパスとは～女性研究者の視点から～」	168
57	安全衛生週間に関する研修	869
58	労働衛生週間に関する研修・第39回ダイバーシティ推進セミナー（共催）	814
59	第40回ダイバーシティ推進セミナー「性の多様性とジェンダー統計」	229
		計　9,574

別表２　水源林造成業務における研修等受講者数

No.	研修名	受講者数（名）

1	新規採用職員研修	21
2	新任管理職研修	6
3	評価者研修	6
4	評価者再研修	10
5	中堅職員研修	10
6	コンプライアンス研修１（管理者）	95
7	コンプライアンス研修Ⅰ（一般）	387
8	コンプライアンス研修Ⅱ（全職員向け）	475
9	情報セキュリティ研修	482
10	労働安全衛生管理研修	237
11	職場のメンタルヘルス基礎研修会	1
12	メンタルヘルス研修（各種テーマ別）	18
13	ダイバーシティ研修	92
14	公文書管理研修Ⅰ	12
15	公文書管理研修Ⅱ	12
16	公文書管理に関する研修	470
17	発注者綱紀保持に関する研修	42
18	改正定年制度実務研修会	2
19	再任用・退職手当・年金制度実務研修	2
20	給与実務者研修（諸手当関係）（人事院勧告）	5
21	苦情相談実務研修会	3
22	公共調達・公共工事と会計検査講習	5
23	会計検査の指摘事例から学ぶ設計・施工不良の改善策講習会	2
24	JRRC 著作権セミナー	18
25	カスタマーハラスメント研修	13
26	消費税中央セミナー	2
27	予算編成支援システム研修	3
28	森林情報士養成研修	1
29	技術力維持・向上対策研修	7
30	鳥獣被害対策基盤支援事業地域リーダー育成研修	1
31	過重労働解消のためのセミナー	45
32	林野公共事業の費用便益分析プログラム研修	4
33	公会計監査機関意見交換会議	1
34	入札談合関与行為防止法研修	2
35	産業保険総合支援センター開催セミナー（テーマ別）	25
36	ハラスメント研修	3

37	実務研修	22
38	研修担当者研修	12
39	個人情報保護に関する研修	453
		計　3,007

別表３　森林保険業務における研修等受講者数

No.	研　修　名	受講者数（名）
1	新規採用者フォローアップ研修	5
2	メンタルヘルス研修	39
3	コンプライアンス研修	40
4	コンプライアンス研修（全職員向け）	38
5	評価者研修	2
6	安全教育等研修	40
7	交通安全等研修	40
8	情報セキュリティ対策自己点検	38
9	ダイバーシティセミナー	19
10	公文書管理研修	38
		計　299

別表４　研究開発業務における技能講習会等参加者数

No.	講習会等名	参加人数（名）
1	高所作業車運転技能講習	2
2	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	1
3	伐木等業務従事者特別教育	8
4	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	2
5	高所作業車特別教育（10m 未満）	1
6	小型車両系建設機械特別教育（３t 未満）	1
7	刈払機作業安全衛生教育	7
8	安全運転管理者講習	5
9	甲種防火管理者講習	2
10	図書館等職員著作権実務講習会	1
11	危険物取扱者保安講習	18
12	水質管理責任者資格講習	1
13	知的財産管理技能検定３級	1
14	天井クレーン定期自主検査者安全教育	1
15	英検（実用英語技能検定）準２級	1
16	英検（実用英語技能検定）２級	1

17	特別教育（電気取扱業務（低圧））	2
18	屋外広告物講習	1
19	エネルギー管理講習新規講習	1
20	防火センター要員講習（技能講習）・自衛消防業務新規講習	2
21	防火センター要員講習（実務講習）・自衛消防業務再講習	1
		計　60

別表５　水源林造成業務における外部研修会等参加者数

No.	研修会等名	参加人数（名）
1	政府関係法人会計事務職員研修	2
2	森林計画（基礎）研修	1
3	森林計画（森林調査・計画策定)研修	1
4	森林立地・施業技術研修	2
5	生物多様性保全研修	1
6	森林整備事業研修	1
7	保安林及び林地開発許可１研修	2
8	保安林及び林地開発許可２研修	1
9	森林保護管理（病虫害）研修	1
10	森林保護管理（獣害）研修	1
11	木材産業・木材利用（基礎知識・木質バイオマス利用）研修	1
12	森林作業システム研修	1
13	チェーンソー伐木造材技術（安全指導）研修	1
14	高性能林業機械研修（女性担当者）	1
15	高性能林業機械研修（基礎）１研修	1
16	高性能林業機械研修（基礎）２研修	1
17	森林作業道（調査設計）研修	1
18	森林総合管理士育成（前期）研修	5
19	トレーナー養成ワークショップ	2
		計　27

別表６　森林保険業務における外部研修会等参加者数

No.	講習会等名	参加人数（名）
1	公文書管理研修(国立公文書館)	1
2	給与実務研修（諸手当関係）	2
3	給与実務研修（人事院勧告）	2
4	森林計画（基礎）研修	1
5	損保数理	1

6	CISRT 研修	1
7	著作権セミナー	1
		計　9

１．当事務及び事業に関する基本情報			
第４－５	第４　その他業務運営に関する重要事項 ５　ダイバーシティの推進		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省５－⑪ 行政事業レビューシート番号：2023-農水-22-1116

２．主要な経年データ

指標等	達成目標	基準値（※２）	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	（参考情報）当年度までの累積値等、必要な情報
評価指標１に係るもの								
女性職員割合［%］	－	16.6	18.5	18.9				
女性管理職割合［%］（※１）	－	5.1	7.5	4.7				
評価指標２に係るもの								
育児休業利用者数（女性）［人］	－	5.0	8	9				
育児休業利用者数（男性）［人］	－	3.4	7	8				

※１　管理職は課長相当職以上を指す。
※２　前中長期目標期間各年度４月１日における割合・人数の平均値

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画
テレワーク等を活用して、ワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、多様な人材がそれぞれの能力を存分に発揮できる多様な働き方が可能な職場環境の充実を図る。 また、男女ともに働きやすい職場づくりを目指し、男女共同参画を推進する。さらに、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するため、イベント等を通じて地域社会や関係機関とも連携協力して、ダイバーシティの実現に向けて取り組む。	テレワーク等を活用して、ワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、キャリアカウンセリング等の機会を幅広く提供することにより、多様な人材がそれぞれの能力を存分に発揮できる多様な働き方が可能な職場環境の充実を図る。男女ともに働きやすい職場づくりを目指し、男女共同参画を推進するとともに、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するための研修、セミナー等を開催する。また、各職場での意識啓発のイベント等を通じ、機構内だけでなく地域社会・関係機関と連携協力して、ダイバーシティ社会の実現に向けて取り組む。

主な評価軸（評価の視点）、指標等

評価の視点	評価指標
・男女共同参画の取組、ワークライフバランス推進の取組等を行っているか。	１　ダイバーシティ推進の取組状況 ２　勤務形態の状況

年度計画	法人の業務実績等・自己評価 業務実績	自己評価 評定：A
第４　その他業務運営に関する重要事項 **５　ダイバーシティの推進** テレワーク等を活用して、ワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、キャリアカウンセリング等の機会を幅広く提供する。	＜主要な業務実績＞ **１　ダイバーシティ推進の取組状況** キャリア形成に関する悩みや心配事を相談する場であるキャリアカウンセリングについては、機構の全職員が参加できるよう、対面、ウェブ会議、電話による開催形態を整え、研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務で合同開催した。合同開催により、対応能力の向上につながる情報や知見の共有を進めた。	＜評定と根拠＞ ダイバーシティ推進について、先の業務実績のとおり、当初計画に記載された取組を着実に実施した。 令和４年度はダイバーシティサポートオフィス（DSO）の幹事機関として、DSO 加盟機関のダイバーシティ推進の取組を進めるため、DSO 懇話会の話題提供及び積極的な発言等、多角的な活動を行った（評価指標１）。
男女共同参画を推進するとともに、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するための研	ダイバーシティに関する役職員の理解を深めるため、今年度は以下のセミナー及び男女共同参画週間の展示を開催し、職員の意識啓発を図った。これらの取組によって、ダイバーシティ推進の取組の周知と職員の意識啓発が進んだ。	職場内のアンケート等にウェブツールの活用を進め、多様な参加形態を実現した（評価指標１）。

修、セミナー等を開催する。	セミナー： ・研究開発業務：「筑波研究学園都市でのキャリアパスとは～女性研究者の視点から～」、「職場におけるメンタルヘルス-自己への気づきをセルフケアに生かす-」、「性の多様性とジェンダー統計」 ・水源林造成業務：「性の多様性とジェンダー統計」 ・森林保険業務：「性の多様性とジェンダー統計」 男女共同参画週間の展示： ・「男女共同参画意識調査 2021」 ・「女性の身体を持ちながらあなたらしくサバイブするために」 セミナーの開催や職場内のアンケート等に当たっては録画ビデオの配信やウェブツール等を活用し、出先機関の職員の参加を可能とするなど、ダイバーシティに関する情報交換の機会を幅広く提供した。	
また、各職場での意識啓発のイベント等を通じ、機構内だけでなく地域社会・関係機関と連携協力して、ダイバーシティ社会の実現に向けて取り組む。	ダイバーシティ推進関連のイベント等の機会を利用して外部機関との連携を進めた。このような取組を通じてダイバーシティ推進に資する先進の事例についての情報の提供及び収集を行い、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発した。 ・幹事機関として参画しているダイバーシティサポートオフィス（DSO：研究・教育機関 20 機関より構成されているダイバーシティ推進の取組に関して連携を行うコンソーシアム）の幹事会及び懇話会では、他機関の取組の情報を得るとともに、情報提供を行うことで、関連機関のダイバーシティの取組を前進させることができ、強い連携協力体制を保つことできた。 ・委員として参画しているつくば市男女共同参画協議会が開催した「つくばミンナのつどい 2022」では、開催協力をするとともに、機構のダイバーシティ推進の取組に関したパネルを展示し、民間団体との交流を行い、地域におけるダイバーシティの取組を前進させた。 ・つくば市及び筑波大が主催する「リケジョサイエンスフォーラム 2022」へは、講師を派遣する等の開催協力をし、女子中高生の理系分野への進出を後押しした。	男女共同参画意識調査報告書の取りまとめ、日本語を母語としない職員に対する英語対応、身体障害のある職員及び来訪者の研究所等へのアクセシビリティの向上、視覚障害者の推進室ウェブサイトへのアクセシビリティの確保等によって、職員のダイバーシティを推進した。 地域社会・関係機関と連携し、ダイバーシティ推進に関わるイベントを開催するなど、多角的な活動を行うことで、ダイバーシティを尊重しあう意識を啓発した（評価指標１）。
	2　勤務形態の状況 ワークライフバランスに配慮した勤務形態の整備として、在宅勤務の申請を電子化しイントラネット上で完結できるよう手順の簡素化を行った。在宅勤務の利用に関わる手順や在宅勤務に係るＱ&A 等を整理し、イントラネットにて職員に周知した。森林保険業務においては、令和４年 10 月から 12 月を在宅勤務の活用促進月として、在宅勤務の活用を推進したことにより、在宅勤務利用者が増加した（R３年度に比べ３名増加）。	在宅勤務申請手順の簡素化、かかる手順などの整理と周知、在宅勤務活用促進月の設定により、在宅勤務を推進した（評価指標２）。
	3　計画にない業務実績 ・外国人職員対応として、ダイバーシティ推進に関わる会議資料やウェブサイト及び一時預かり保育施設の利用のしおりなどのライフワークバランスに関わる書類の英語化を進め、外国人職員の働きやすさを大きく改善させた。 ・イントラネット上に英語化した資料を集約する場所を新設したことで、外国人職員が、必要な情報に容易にアクセスできる環境を整備できた。 ・日本語を母語としない者の受け入れに際する英語対応の必要性について、日本語を母語としない者本人、受け入れに関わった一般職員、研究職員への聞き取り調査を行い、英語対応の必要性を把握した。 ・翻訳ソフトウェア及び翻訳機の導入を行うことで、日本人職員（特に、一般職職員）と外国人職員とのコミュニケーション不足の解消が進んだ上、外国人職員採用試験に関わる一般職員の英語での対応に関する業務を大幅に改善した。 ・ダイバーシティ推進委員会では障害を持つ職員が委員として参画し、バリアフリーに関する取組に意見を反映させた。 ・研究所、支所、科学園、育種センター育種場において、施設の段差に関するバリアフリーが必要な箇所の調査を行い、優先順位の高い箇所に関して関係各部署に改修等の提案をした。バリアフリー化が実現した(科学園、関西支所、四国支所、九州支所)。このことにより、身体障害のある職員及び来訪者の研究所等へのアクセシビリティを格段に高めた。 ・育休男子プロジェクトとして、育児休業に係る制度等を整理したポスターを作成し周知した。育児・介	計画にない業務実績として、会議資料やウェブサイト、保育施設利用のしおりなどの英語化を進めた。この取組の結果、日本語を母語としない者の情報へのアクセシビリティが格段に高まり、働き方が大きく改善した。 翻訳ソフトウェア及び翻訳機の導入により、日本人―外国人職員コミュニケーションが改善され、一般職職員の業務改善も大きく進んだ。 障害のある職員への対応として、バリアフリー化が必要な箇所の調査及び改修提案を行い、バリアフリー化が実現した。 育児休業に係る制度などを整理し周知、出生時育児休業を導入することにより、男性の育休取得人数が増加した。 つながりプロジェクトを発足させ、職員間等を越えたコミュニケーションを活発化させた。 男女共同参画に関する意識調査の結果をとりまとめた。

	護休業法の改正に伴い、育児に関する規定を改正し出生時育児休業（産後パパ育休）を導入し、周知したことにより、男性の育児休業取得人数が増加した（R３年度：７人 → R４年度：８人）。 ・職種や国籍等に関わらず職員間のコミュニケーションの場となる『つながりプロジェクト』を立ち上げ、集会を３回開催し、職種、性別、年齢、国籍を超えたコミュニケーション促進に貢献した。 ・「If a Great Earthquake Strikes? もしも大地震が起こったら？」外国人職員と日本人職員が英語で地震体験を話し合うイベントとして開催した。大きな地震の経験がない外国人職員や研修生に、備えるべき防災用品等についてアドバイスを行い、外国人職員に日本人職員との交流の機会を提供することができた。 ・「『伝え方のコツ』を聞いてみたい！」機構の研究者をスピーカーに迎え、情報発信の際の分かりやすい伝え方に関する交流イベントを開催した。一般職員、研究職員、非常勤職員間の交流が促進した。 ・「FFPRI おさがり交換会」森林総研コミュニティ内のつながり＆サステナブル社会推進を目的として開催し、育児経験者と育児中の職員の情報交換や交流を促した。 ・男女共同参画意識調査 2021 の結果を取りまとめた。 ・不妊治療と仕事の両立に関して、休暇制度及び関連するシンポジウムなどの情報をダイバーシティ推進室ウェブサイトに掲載し、周知をした。不妊治療に関する職員の理解・関心を深めるとともに、休暇が取得しやすい職場環境の整備を推進した。 ・ダイバーシティ推進室で行っている育児・介護のための研究支援に関して、要領を制定し、制度利用に関する利便性を高めた。	不妊治療と仕事の両立に向けた取組を推進した。 「育児・介護のための研究支援制度」の制度内容を要領として定めることにより、制度利用の利便性を高めた。 以上を総合的に勘案し、第４－５に係る自己評価は「A」とする。 ＜課題と対応＞ 引き続き、ダイバーシティ推進に関する職員の意識向上に向けて取り組む必要がある。
主務大臣による評価		評定　A

＜評定に至った理由＞
セミナー及び男女共同参画週間の展示を開催することにより、ダイバーシティ推進の取組の周知と職員の意識啓発に取り組んだと認められる。
また、会議資料や保育施設の利用のしおりなどの文書の英語化を進めたこと、翻訳ソフトウェア及び翻訳機の導入により、日本人職員と外国人職員のコミュニケーション不足の解消に取り組んだこと、育休男子プロジェクトとして、制度の見直しやポスター周知等により男性の育児休業取得人数が向上したことなどの取組が認められることから「A」評定とした。

４．その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
第４－６	第４　その他業務運営に関する重要事項 ６　情報公開の推進		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省５－⑪、⑲ 行政事業レビューシート番号：2023-農水-22-1116、2023-農水-22-1919、2023-農水-22-1907

２．主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	（参考情報）
該当なし								

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等に基づき、適切に情報公開を行う。 また、森林保険業務に関する情報公開に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とする。	独立行政法人の保有する情報の公開や個人情報の保護に関する法令に基づき、適切に情報を公開する。また、職員に対し、情報公開においては個人情報保護等に留意することを周知する。 森林保険業務に関する情報の公開では、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況等を参考に実施する。
主な評価軸（評価の視点）、指標等	
評価の視点	評価指標
・法人運営についての情報公開の充実に向けた取組や情報公開を適切に行っているか。 ・森林保険業務に関する情報公開において、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準を参考にしているか。	１　情報公開対応状況 ２　情報公開における個人情報保護等の研修実施状況 ３　民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準と照らし合わせて、公表事項に不足がない情報公開となっていること。

年度計画	法人の業務実績等・自己評価	
	業務実績	自己評価
	＜主要な業務実績＞	評定　B
第４　その他業務運営に関する重要事項 **６　情報公開の推進** 独立行政法人の保有する情報の公開や個人情報の保護に関する法令に基づき、適切に情報を公開する。 また、職員に対し、情報公開においては個人情報保護等に留意することを周知する。 森林保険業務に関する情報の公開では、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況等を参考に実施する。	**１　情報公開対応状況** 情報公開業務を適正かつ迅速に行うため、法人文書ファイル管理簿をウェブサイトに掲載した。 令和４年度は、情報公開制度による開示請求が２件（研究開発業務１件、水源林造成業務１件）あり、開示請求者への適切な対応と迅速な開示決定を行った。 また、法令に基づく公開情報については、情報の更新に併せて適時にウェブサイトに掲載した。 **２　情報公開における個人情報保護等の研修実施状況** 総務省が主催する情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会に６名、独立行政法人国立公文書館が主催する公文書管理に関する研修会に 34 名を参加させ、開示請求者への適切な対応と迅速な開示決定を行える体制を整えた。その他関係諸会議に担当者を出席させた。 **３　民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準と照らし合わせて、公表事項に不足がない情報公開となっていること。** 独立行政法人通則法等に基づき、森林保険運営に係る情報を幅広くウェブサイトで公表した。法律等に基づくもの以外についても経営の透明性を確保するため、ソルベンシー・マージン比率や森林保険審査第三者委員会の概要についてウェブサイトで公表した。 （ソルベンシー・マージン比率：https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/g/sorubenshi.html） （森林保険審査第三者委員会の概要：https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/g/koukaijouhou.html）	＜評定と根拠＞ 情報公開の対応状況については、情報公開の法人文書ファイル管理簿をウェブサイトに掲載するとともに、開示請求者に対して適切な対応と迅速な開示決定を行い、当初計画に記載したとおり着実に実施した（評価指標１）。 情報公開における個人情報保護等の研修については、情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会等に参加し、当初計画に記載したとおり着実に実施した（評価指標２）。 森林保険業務に関する情報の公開については、当初計画に記載したとおり着実に実施した（評価指標３）。

		以上を総合的に勘案し、第４－６に係る自己評価は「B」とする。 ＜課題と対応＞ 引き続き、適切に情報公開を推進する。

主務大臣による評価	評定	B
＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		

４．その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
第４－７	第４　その他業務運営に関する重要事項 ７　情報セキュリティ対策の強化		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省５－⑪、⑲ 行政事業レビューシート番号：2023-農水-22-1116、2023-農水-22-1919、2023-農水-22-1907

２．主要な経年データ

指標等	達成目標	基準値（※１）	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	（参考情報）当年度までの累積値等、必要な情報
評価指標１に係るもの								
自己点検実施［回］	－	3	3	3				
インシデント対応訓練実施［回］	－	3	3	3				
評価指標３に係るもの								
情報セキュリティ研修［回］	－	4	4	4				

※１　前中長期目標期間の最終年度値

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画
政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、また、業務の電子化の推進にも対応できるよう、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報通信技術の高度化等の新たな変化に対応できるよう、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組み、法人の情報セキュリティ対策を強化する。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。	政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、また、業務の電子化等の推進にも対応できるよう社会情勢や情報セキュリティ環境の実情に応じて、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直す。情報セキュリティ・ポリシーに基づく対策を講じ、情報通信技術の高度化等の新たな変化に対応できるよう、情報システムへのサイバー攻撃に対する防衛力、組織的対応能力の強化に取り組み、情報セキュリティ対策を強化する。さらに、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルによる検討に基づき、情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。

主な評価軸（評価の視点）、指標等

評価の視点	評価指標
・政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえた情報セキュリティは適切に確保されているか。 ・情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保しているか。 ・個人情報の保護を適切に行っているか。	１　情報セキュリティ取組状況 ２　不正アクセスへの対応状況 ３　職員研修の実施状況

年度計画	法人の業務実績等・自己評価	
	業務実績	自己評価
第４　その他業務運営に関する重要事項 **７　情報セキュリティ対策の強化** 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、また、業務の電子化等の推進にも対応できるよう社会情勢や情報セキュリティ環境の実情に応じて、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直す。	＜主要な業務実績＞ **１　情報セキュリティ取組状況** 当機構の情報セキュリティ・ポリシー及び情報セキュリティ対策推進計画等に基づき、各業務や各情報システムの特性に応じて、以下の取組や対策を実施した。 ・各種情報システムの更新・改修の計画検討に、情報セキュリティ担当者が参加し、助言を行った。 ・研究開発業務においては、情報システム台帳の更新、研究所外持ち出し PC の内蔵記憶装置暗号化の徹底、サポート終了 OS への対応を徹底した。 ・水源林造成業務においては、インシデント時の初動対応について、発生状況別にフロー図を作成し、CSIRT（インシデント対応チーム）の責任者及び担当者で共有した。 ・森林保険業務においては、マルウェア Emotet（エモテット）による感染の拡大を踏まえ、業務委託	評定　B ＜評定と根拠＞ 情報セキュリティ・ポリシー及び情報セキュリティ対策推進計画等に基づいて、セキュリティ確保や不正アクセスへの対応の取組を実施した（評価指標１及び２）。

	先である森林組合系統に対する注意喚起を行うとともに、インシデント発生時の連絡体制を確認するとともに連絡様式を配布し、対策及び報告等の徹底についての指導を行った。	
情報セキュリティ・ポリシーに基づく対策を講じつつ、情報通信技術の高度化対応、情報システムへのサイバー攻撃に対する防衛力と組織的対応能力の強化に取り組む。	・在宅勤務ほかテレワーク環境や、そこでの情報セキュリティの確保に関する情報収集を継続して行い、ウェブ会議主催に関するノウハウ等を資料としてまとめて役職員に対して内部共有した。研究所会議室等で集合参加するウェブ会議に対しては、USB 接続カメラやマイク、スピーカー等を貸出提供するとともに、利活用方法をまとめた資料を提供した。	
情報セキュリティ対策の実施状況を把握しつつ、PDCA サイクルによる検討と改善、個人情報の保護を推進する。	・情報セキュリティ監査実施計画に基づき、機構内監査実施者による監査を実施した。 このほか、情報セキュリティ担当職員を国立研究開発法人情報通信研究機構主催の研修に参加させ、資質の向上及び対応力の強化を図った。 メールアドレスの誤入力というヒューマンエラーに起因した情報流出について、林野庁ほか関係機関に重大インシデントとして報告するとともに、漏出したデータの詳細確認を行った。喫緊の対応として、内部に対して緊急の情報伝達と対処法策に係る研修等を通じた注意喚起を実施するとともに、今後の再発防止策を検討した。 **2　不正アクセスへの対応状況** 各情報端末のセキュリティ確保や不正アクセス対策に対応するため、以下の取組を実施した。 ・研究開発業務においては、昨年度に更新した IT 資産管理システムの機能を活用し、個々の情報機器端末の最新の状態を確認しつつ、個別の設定変更指示をデスクトップに表示させ、効率的な機器管理を実施した。OS 環境によってはウイルス対策ソフトを活用して端末内の設定や状態の確認・監視を行った。 ・水源林造成業務及び森林保険業務においては、メールセキュリティ対策の強化のため、マクロ付きファイルを隔離する機能等を追加した。 **3　職員研修の実施状況** サイバー攻撃に対する防御力等の強化のため、全役職員等を対象とした情報セキュリティに係る教育研修と対策の自己点検、及びインシデント対応訓練を実施した。 それら研修受講や訓練への参加状況の把握、役職員等の理解度の確認・点検、知識習得補助等のため、e ラーニングシステムを活用した。 情報セキュリティ教育研修と対策の自己点検（休職者等を除く全役職員等を対象に実施） ・研究開発業務：教育研修を６月と 11 月に実施。自己点検を 11 月に実施。 ・水源林造成業務：９月に教育研修と自己点検と併せて実施。 ・森林保険業務：教育研修を９～10 月に実施。自己点検を２月に実施。 情報セキュリティインシデント対応訓練 ・研究開発業務：事業所ごとに全役職員等を対象とした訓練を 12～２月に実施。 ・水源林造成業務：CSIRT 職員を対象に 10 月に実施。 ・森林保険業務：在宅勤務者を含む全職員を対象に２月に実施。 ・水源林造成業務及び森林保険業務：抽出した半数の職員に対し標的型メール攻撃対応訓練を実施。 このほか、研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務の CSIRT 職員を、内閣サイバーセキュリティセンター、国立研究開発法人情報通信研究機構が主催したウェブ形式の研修に参加させた。	役職員等に対して情報セキュリティに係る教育研修を実施する等を通じてサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化を図り、また個人情報の管理・保護に努めた（評価指標３）。

		以上を総合的に勘案し、第４－７に係る自己評価は「B」とする。 ＜課題と対応＞ コロナ禍における業務の推進に各種情報システムは欠かせない基盤となっており、その利便性をさらに向上させる必要が高まる一方で、情報セキュリティ確保は更に重要性を増している。 日々追加される新たなサービスの特質を見極めて業務への活用を検討することはもとより、既存の情報環境との親和性や相互影響に注意しながら、メリットを取り込めるよう情報の収集と導入時の構成・運用を想定した検討を行い、情報セキュリティ・ポリシーや各種関係規程についても、適時適切な見直しに取り組む。 また、個々の対策については、その効果や実施状況を把握し、PDCA サイクルを踏まえて、情報セキュリティ対策内容の改善に努める。 特定個人情報を含む個人情報についての管理･保護の徹底についても、継続して取り組む。

主務大臣による評価	評定	B
＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		

４．その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
第４－８	第４　その他業務運営に関する重要事項 ８　環境対策・安全管理の推進		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省５－⑪、⑲ 行政事業レビューシート番号：2023-農水-22-1116、2023-農水-22-1919、2023-農水-22-1907

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標（平成 25 年度比）	基準値（※１）	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	（参考情報）当年度までの累積値等、必要な情報
評価指標１に係るもの								
CO_2排出量［t-CO_2］	9,599	11,524	9,345	8,388				
調整済み排出量［t-CO_2］	9,346	11,220	9,400	8,391				
削減率［%］	16.7	－	18.9	27.2				
総エネルギー使用量［GJ］	209,209	229,835	191,900	178,054				
削減率［%］	9	－	16.5	22.5				
上水使用量［㎥］	116,647	128,183	69,467	61,899				
削減率［%］	9	－	45.8	51.7				
評価指標２に係るもの								
労働災害発生件数「件」	－	－	28	29				

※１　政府の方針に従い平成 25 年度の数値を基準値とする。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画
森林研究・整備機構環境配慮基本方針に沿って環境目標及び実施計画を作成し、化学物質、生物材料等の適正管理等により、研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、環境負荷低減のため、エネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。また、事故等の未然防止に努めるとともに、災害等による緊急時の対応を的確に行う。 水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生の確保に努める。	森林研究・整備機構環境配慮基本方針に沿って、環境目標及び実施計画を作成し、環境負荷の低減に取り組むとともに、化学物質、生物材料等の適正管理等により、研究活動に伴う健康や環境への影響に十分な配慮を行う。 教育研修や職場点検等を通じて労働災害や事故の未然防止に努め、労働災害発生時や緊急時の対応を的確に実施する。 水源林造成業務では、事業者等の労働安全衛生が確保されるよう、指導の徹底に努める。

主な評価軸（評価の視点）、指標等

評価の視点	評価指標
・研究開発業務において、化学物質、生物材料等を適正に管理しているか。化学物質等の管理に関する問題が生じていないか。 ・環境目標及び実施計画を作成し、取組が行われているか。 ・職場安全対策及び安全衛生に関する管理体制が適切に構築・運用されているか。災害等における緊急時の対策が整備されているか。 ・水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生の確保に努めているか。	１　環境負荷低減のための取組状況 ２　事故、災害を未然防止する安全確保体制の整備状況、安全対策の状況 ３　事業者等への労働安全衛生に関する指導の取組状況

年度計画	法人の業務実績等・自己評価		
	業務実績	自己評価	
	＜主要な業務実績＞	評定	B
第４　その他業務運営に関する重要事項 **８　環境対策・安全管理の推進** 森林研究・整備機構環境配慮	**１　環境負荷低減のための取組状況**	＜評定と根拠＞ 森林研究・整備機構環境配慮基本方針、環境目	

基本方針に沿って、環境目標及び実施計画を作成し、環境負荷の低減に取り組む。	環境対策については、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号）」「森林研究・整備機構環境配慮基本方針」「森林研究・整備機構環境目標及び実施計画」等に基づき、省エネルギー対策を推進した。 省エネルギー・省資源・廃棄物対策の推進のため、総エネルギー使用量、上水使用量を削減するなどの環境配慮年度目標（数値目標）を設定し、職員啓発のためにイントラネットや諸会議等において、電気使用量については各日、それ以外については定期的に省エネルギー・省資源に関する情報提供及び協力依頼を行った。その結果 CO_2 排出量は、環境目標及び実施計画による平成 25 年度比で 16.7%の削減目標に対して、実排出量は 27.2%の削減、総エネルギー使用量は平成 25 年度比で９%の削減目標に対して 22.5%の削減、上水使用量についても平成 25 年度比で９%の削減目標に対して 51.7%の削減となり、目標を超える結果となった。 光熱費単価が大幅に高騰する中、電気・ガスの使用量が突出している森林総合研究所における施設については、職員の健康管理に配慮しつつ、新たに、冷暖房設備の稼働時間の短縮、空調用排風機の間欠運転、エネルギーセンター熱源設備の部分停止等による省エネルギーの推進に努めた結果、電気使用量を前年度比 6.7%の削減、ガス使用量を 12.9%削減することができた。 物品調達に当たっては、グリーン購入法適合商品など環境物品の積極的な調達を行った。 森林総合研究所をはじめ出先機関の事業用車の稼働状況を調査し、新たに、稼働率の低い車両を廃止した。 実験で出た木製廃材及び風倒木等をチップ化し、構内に撒布したことで、燃焼処分に比べ温室効果ガスの排出を削減した。	標及び実施計画に沿って環境負荷の低減に取り組み、省エネルギー対策を推進した（評価指標１）。 省エネルギー・省資源・廃棄物対策により、総エネルギー使用量、上水使用量を削減するなどの環境配慮の年度目標（数値目標）を設定し、職員啓発と具体の削減に努めた結果、CO_2 排出量、総エネルギー使用量、上水使用量のいずれも削減目標を達成した（評価指標１）。 環境物品の積極的な調達により環境負荷軽減に貢献した（評価指標１）。 新たに稼働率の低い事業用車の廃止、木製廃材のチップ化等により、温室効果ガス排出の削減に貢献した（評価指標１）。
化学物質等の適切な管理を図るため、関係規程類の整備と手引書の見直し等を随時行うとともに、化学物質管理システムによる化学物質の一元的な管理を推進する。	研究開発業務における化学物質の管理については、化学物質管理システムによる一元管理を行った。このことについては、教育訓練などによって役職員に周知し、化学物質の適切な管理を推進した。 生物材料等の管理については、遺伝子組換え生物等や動物を扱う実験を行う場合は、外部委員を含む遺伝子組換え実験安全委員会、動物実験委員会において審議を経て、承認を得なければならないという原則を堅持し、実験に携わる職員全員に教育訓練を受講させるなど適正な管理に努めた。	化学物質管理システムによる一元的な管理や手引の改正等及び教育訓練を行うことにより、化学物質の適正な管理を推進した（評価指標１）。
これらの取組については、環境配慮等に関する国民の理解を深めるために、研究及び事業活動に係る環境報告書を作成し公表する。	令和３年度の環境対策について、「環境報告書 2022」を取りまとめてウェブサイトへ公表した。 https://www.ffpri.affrc.go.jp/kankyou/environmental_report_2022/documents/environmentalreport2022.pdf	環境報告書 2022 を取りまとめて公表したことにより、環境配慮等に関する国民の理解を深めることに貢献した（評価指標１）。
安全衛生管理の年度計画を策定し、教育研修や職場点検等を通じて労働災害や事故の未然防止に努めるとともに、労働災害発生時や緊急時の対応を的確に実施する。	**２　事故、災害を未然防止する安全確保体制の整備状況、安全対策の状況** **労働安全衛生の確保** 道路交通法の改正を踏まえ、令和４年度から新たに、事業用車の運転時における運転者の酒気帯び確認を実施するとともに、警察署から講師を招いて交通安全講習を実施した。これにより酒気帯び運転及び交通事故の防止を図った。 令和５年４月１日から、年齢を問わず自転車に乗るすべての人にヘルメットの着用が努力義務化されることとなったため、職員へ周知するとともに貸出し用自転車についてヘルメットを用意した。また、自転車損害賠償保険の加入についても周知した。 各業務ともに、令和４年度安全衛生管理計画に基づき、産業医及び衛生管理者等による安全衛生委員会を毎月開催するとともに、職員の安全及び衛生に関する事項について検討し、対応策を講ずるなど、計画に基づき実行した。 蜂災害対策として、新規採用者等に蜂アレルギー検査を実施するとともに、自動注射器の交付や防蜂網及び忌避剤等の貸与を行った。 災害発生等緊急時における職員等の安否確認を迅速かつ確実に把握するため、安否確認システムによる訓	道路交通法の改正を踏まえ、今年度から新たに、運転者の酒気帯び確認を毎日実施し、事故の未然防止を徹底した。（評価指標２）。 令和４年度安全衛生管理計画等に基づき、安全衛生委員会を毎月開催し、職員の安全及び衛生に関する事項について検討するとともに、対応策を講じ職場の安全対策及び安全衛生に関する管理体制を適切に見直し、運用した。（評価指標２）。

練を実施した。

【研究開発業務】
７月の安全週間には、職場点検を実施するとともに、労働安全に関する教育をｅラーニングにより実施した。
初めて、専門家によるマダニ対策に関する講演会を実施し、注意喚起を行った。
過去の労働災害の事例の発生原因や予防策等を明確にすることによって労働災害の防止を図るため、「森林総合研究所労働災害データベース」及び「危険要因事例集」を更新した。また、所内向けのイントラネットに掲載することで職員へ注意喚起を図った。
労働災害発生時には、職員災害発生速報により全職員に注意喚起を行うとともに、危険性の高い災害や病気に関する情報についてもイントラネットを使用して情報提供した。
自動車での通勤時における右折事故が複数回発生したことから、発生原因や予防策等を明確にし、会議やイントラネットを利用して職員へ注意喚起を行った。
狩猟期間における入林中の事故を防止するため、「入林作業中発砲注意」等の標示物を林道の入口や作業箇所付近に掲示するとともに、蛍光色のベストやオレンジ色のヘルメットカバーを身に付けるよう職員に周知した。また、イノシシの目撃や林木育種センター敷地内の掘り起こし等が目立つようになり、イノシシによる人身被害も報告されている（環境省公表資料より）ことから、職員が狩猟免許を取得するとともに、日立市と協力し、捕獲用の「箱わな」を設置した。

【水源林造成業務等】
年２回（５月、11 月）各整備局を加えた拡大安全衛生委員会を開催し、労働安全に係る情報の共有を図った。
現場業務においては、職員の労働災害の未然防止に向けて、「現場出張時の労働安全対策の手引き」に基づき、安全管理・指導の徹底に努めた。
マダニ対策として忌避剤等を現場事務所に配布した。
労働安全衛生に関する各種規程、災害防止や被災後の対応等に有用な資料等を１冊に編さんし各事務所に備え付けている「労働安全対策の実務必携」について、連絡網等の資料の更新を促し、職員の安全への意識を高めた。

【森林保険業務】
交通安全 DVD 教材を使用した交通安全教育等（７月）及び職場点検等を実施したほか、「森林保険センター現場業務等の出張時の安全対策要領」に基づく出張時の連絡体制の確保等の安全管理の徹底に努め、職員の安全意識の向上及び安全活動の活性化を図った。

健康の確保
【研究開発業務】
メンタルヘルス対策として、カウンセリングルームを毎月１回、隔月で２回開設するとともに、職員の健康管理の徹底及び健康診断結果に対する適切な対処に資するため、産業医による健康相談を随時開催した。
カウンセリングルームの開設とは別に、令和４年度から新たに、職員の相談窓口としてカウンセリングセンターと委託契約を締結し、メンタルヘルスを含む健康管理体制を拡大した。
職員の心の健康づくり及び活気ある職場づくりに取り組むため、「心の健康づくり計画」に基づき、10 月の労働衛生週間時に健康づくりのための講演会「職場におけるメンタルヘルスについて」を実施した。
ストレスチェックについても、昨年度同様 10 月に実施（回答率 94.3%、前年度は 86.4%）し、メンタルヘルス不調の未然防止に努めた。
新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、以下の感染予防対策を図った。
・入口にサーモグラフィーカメラやアルコールディスペンサーを設置。
・執務室に飛沫防止アクリル板設置の措置。
・初動対応や予防対策等に係るガイドラインに基づいた普段からの予防措置の徹底。
・出張・会議・イベントでの予防対策。

今年度から新たに、職員の相談窓口としてカウンセリングセンターと委託契約を締結するなど、職員のメンタルヘルス対策に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症に関する予防対策を講じた。
また、ストレスチェックの回答率を上昇させた（評価指標２）。

	・時差出勤・在宅勤務の推進。 【水源林造成業務等】 職員の健康管理の徹底及び健康診断結果に対し適切に対処するため、産業医による健康相談室を毎月１回開設した。 職員を中央労働災害防止協会及び各地の産業保健総合支援センターが主催するメンタルヘルスに関する研修会等に参加させ、メンタルヘルス対策について知識の向上を図るとともに、会議等を通じてメンタルヘルス対策を各職場で適切に取り組むよう周知した。 ストレスチェックを10月に実施し（回答率100%）、メンタルヘルス不調の未然防止に努めた。 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、初動対応や予防対策等に係るガイドラインに基づき体制を整備するとともに、時差出勤、年休取得の奨励や在宅勤務の実施、執務室内の感染防止対策の徹底、職員の健康管理に資する情報の提供等に努めた。 【森林保険業務】 ストレスチェックを10月に実施し（回答率 100%）、メンタルヘルス不調の未然防止に努めた。 「全国安全週間」及び「全国労働衛生週間」の期間中のポスター掲示や４Ｓ（整理、整頓、清掃、清潔）活動チェックシートによる自己点検等を通じて、労働安全衛生の意識向上を図った。 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、初動対応や予防対策等に係るガイドラインに基づき対応するとともに、時差出勤、年休取得の奨励や在宅勤務の実施、執務室内の感染防止対策の徹底、職員の健康管理に資する情報の提供等に努めた。	
水源林造成業務では、事業者等の労働安全衛生が確保されるよう、指導の徹底に努める。	**３　事業者等への労働安全衛生に関する指導の取組状況** 水源林造成業務における事業者等の労働安全衛生の確保に当たり、各整備局及び各水源林整備事務所は、開催する会議等において労働安全衛生に関する指導を行うとともに、安全パトロールを実施した。 労働安全衛生指導の強化を図るため、造林者等に基本事項遵守の周知徹底について指導を行うとともに、すべての事業において造林者が行う労働安全衛生管理体制等を確認・指導した。（休業４日以上の労働災害の発生状況：24件）	事業者等への技術指導の一環として、労働安全衛生に関する指導を実施したことにより、水源林造成業務における事業者等の労働安全衛生を確保した（評価指標３）。 以上を総合的に勘案し、第４－８に係る自己評価は「B」とする。 ＜課題と対応＞ 環境対策については引き続き、環境配慮基本方針、環境目標及び実施計画に基づき取り組む必要がある。 労働安全衛生の推進については、引き続き安全衛生管理計画に基づき労働災害の発生防止に努める。

主務大臣による評価	評定	B
＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		

４．その他参考情報
特になし。